

イギリス連合王国（イングランド及びウェールズ）の司法制度

第1 裁判所・裁判官（2009年10月以降）	4
1 裁判所	4
(1) 治安判事裁判所（Magistrates' Courts）	4
(2) 郡裁判所（County Courts）	6
(3) 家庭裁判所（the Family Court又はthe Single Family Court）	7
(4) 刑事法院（the Crown Court）	8
(5) 高等法院（the High Court of Justice）	9
(6) 控訴院（the Court of Appeal）	11
(7) 連合王国最高裁判所（the Supreme Court of the United Kingdom）	12
(8) 枢密院司法委員会（the Judicial Committee of the Privy Council）	13
2 司法行政	14
(1) 法務省裁判審判部署	14
(2) 連合王国最高裁判所	15
3 裁判官	15
4 裁判官以外の裁判所職員等	20
(1) 裁判所職員の採用	20
(2) 書記官（Court Clerks）	20
(3) 治安判事補佐官（Legal Adviser）	20
(4) 執行官	20
第2 検察官・検察庁等	21
1 検察官（Crown Prosecutors）	21
2 検察庁（Crown Prosecution Service）	22
3 重大不正捜査局（Serious Fraud Office）	22
第3 弁護士・弁護士会	23
1 弁護士	23
(1) 法廷弁護士	23
(2) 事務弁護士	24

2	弁護士会	25
(1)	法廷弁護士	25
(2)	事務弁護士	25
第4	法曹養成制度	26
1	学識課程	26
2	実務研修課程	26
(1)	法廷弁護士	26
(2)	事務弁護士	27
3	継続研修	28
(1)	弁護士	28
(2)	検察官	29
(3)	裁判官	29
第5	裁判手続	29
1	民事事件	29
(1)	通常民事事件	29
(2)	行政事件	35
(3)	労働事件	38
2	刑事事件	43
(1)	刑事事件の流れ	43
(2)	公判手続・特徴等	46
(3)	刑の執行段階	54
3	家事事件	58
(1)	事件類型	58
(2)	婚姻関係等に関する事件	58
(3)	後見に関する事件	59
(4)	その他の事件	59
4	少年事件	61
(1)	少年事件を担当する裁判所	61
(2)	処遇	61

(3) 刑事法院への送致	62
(4) 少年に対する施設収容処分 (Custodial sentences) 及びその施設	63
第6 裁判外紛争処理 (ADR)	64
1 調停 (Mediation)	65
2 斡旋 (Conciliation)	66
3 仲裁 (Arbitration)	66
4 審判所 (Tribunal) (純粋なADRではないが、便宜上、ここで取り扱う。)	67

第1 裁判所・裁判官（2009年10月以降）

1 裁判所

イギリスには、主な裁判所として、連合王国最高裁判所（英語名は各項目参照。以下同じ）、控訴院、高等法院、刑事法院、家庭裁判所（2014年4月より設置）、郡裁判所及び治安判事裁判所がある。また、裁判外の紛争解決機関としては、各種の審判所（Tribunals Service）がある。他に、変死者等の死因や所有者不明の金品等の処置を審理する検屍官裁判所（Coroners' Courts）、軍法違反に係る事案等を審理する軍事裁判所及び軍事上級裁判所（Courts-Martial及びthe Courts-Martial Appeal Court）、英国国教会の教義や儀式等に係る事案を審理する英国国教会裁判所及び英国国教会上級裁判所（Ecclesiastical Courts及びCourts of Ecclesiastical Causes Reserved）などの特別裁判所がある。行政機関ではあるが、枢密院司法委員会(The Judicial Committee of the Privy Council)は、英連邦の事案等の法的判断を行っている。

イギリスは、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドから構成される連合王国（United Kingdom）であり、その歴史的成立過程等から、「イングランド及びウェールズ」、スコットランド及び北アイルランドの3地域において、それぞれ固有の司法制度が存在している。以下において、イギリスとは、「イングランド及びウェールズ」の意味で用い、その司法制度の概要を述べることとする。

(1) 治安判事裁判所（Magistrates' Courts）

刑事事件は、ア 比較的軽微な犯罪であり、簡易手続によるべき略式犯罪（Summary offence）、イ 簡易手続・正式起訴手続のいずれの手続も可能な両性犯罪（Offence triable either way; TEW）及びウ 重大犯罪であり、正式起訴手続によるべき正式起訴犯罪（Indictable only offence）に分類されるところ、治安判事裁判所は、ア 略式犯罪の全部及びイ 両性犯罪の一部の審理・判決¹、並びに、イ 両性犯罪のうちの残り及び

¹ 治安判事裁判所の科刑権は、原則として、自由刑については12か月まで、罰金刑については5000ポンドまで（ただし、法人の場合は20,000ポンドまで）に制限されている。

ウ 正式起訴犯罪の全部の刑事法院への移送手続を取り扱う。また、召喚状（summons、逮捕なしに起訴を進める手続）や搜索令状（search warrant）の発付も行う。少年事件（18歳未満の者による刑事事件）は、原則として治安判事裁判所内に設けられた青少年裁判所（Youth Court）において簡易手続により審理される。その他²、住民税（Council Tax）、自動車税・電気・ガス・水道料金等の税金や公共料金の取立てなどの民事事件のほか、各種免許の発給・更新等一部の行政事務も取り扱っている³。

治安判事裁判所は、全国に約240庁置かれている⁴。審理を担当する裁判官は、法曹資格のない無給の治安判事（Justices of the Peace又はlay magistrates）、法曹資格を有する常勤の地方判事（District Judges (Magistrates' Court)）及び非常勤の地方判事（Deputy District Judges (Magistrates' Court)）である。治安判事の場合は通常2人又は3人の合議体（家事事件では男女各1名以上を含む必要があった⁵）で、地方判事の場合は単独体で審理される。治安判事の合議体において、各治安判事は同等の権限を有するが、裁判長（chairman）が手続を主宰することとされている。また、法曹資格を有する治安判事補佐官（justices' clerks又は

<http://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/magistrates-court>, 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p293～。（Criminal Justice Act2003 第154条、同法1982第37条参照）。

また、治安判事裁判所は、種々の社会奉仕活動命令（community orders）を科すことができる。

² 家庭裁判所設置に伴い、従前治安判事裁判所の管轄であった家事関係事件は全て家庭裁判所の管轄となった。「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p276, 280～

³ <http://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/magistrates-court>, 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper&David Kelly著p212

⁴ 2015年3月26日法務省発行の刑事裁判所統計（Ministry of Justice, "Criminal Court Statistics Quarterly, England and Wales - October to December 2014"の5頁参照。
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/417233/criminal-court-statistics-bulletin-october-to-december-2014.pdf）によると、2014年12月時点の治安判事裁判所の数は約240庁である。司法部のウェブページには、約330庁との記載があるが

（<https://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/magistrates-court/> 2015年5月1日閲覧）、2010年6月、103か所の治安判事裁判所を閉鎖するとの方針が発表された後、同省の公表によれば、年々閉鎖が決まっているようである。

⁵ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p212。ただし、脚注2のとおり、家庭裁判所設置後、家事事件は全て家庭裁判所の管轄となっている。

legal advisers) 及び治安判事補佐官助手 (assistances for justices' clerk) が置かれ、法律及び手続について中立の立場で治安判事に助言をすることとされている。

(2) 郡裁判所 (County Courts)

民事事件の第一審を管轄する (郡裁判所の地方判事の裁判に対する控訴審に限り、例外的に、郡裁判所の巡回裁判官が管轄する。)。大半の民事訴訟については、高等法院とともに競合的管轄権を有するが、訴額が25,000ポンド以下の金員請求事件 (Money Claims) 及び訴額が50,000ポンド未満の人身傷害に関する損害賠償請求事件 (Personal injury claims) については郡裁判所に提訴しなければならない⁶。なお、一部の郡裁判所では、遺言や信託・破産等に関する民事事件も扱っている。従前、群裁判所は家事関係事件をも管轄していたが、家庭裁判所の設置に伴い、家事関係事件は全て家庭裁判所の管轄となった⁷。

・群裁判所の改革と専門センターについて

従前、全国に173庁⁸の群裁判所があり、それぞれが管轄区域 (jurisdictional boundary) を有していたが、2014年4月22日、全国で1つの群裁判所 (Single County Court) と173の審問センター (the County Court hearing centre。建物は従前の群裁判所を使用する。) に組織改編された⁹。これに先立ち、2012年4月に、金員請求事件については、サルフォード (Salford) 所在の金員請求専門センター (the County Court Money Claims Centre) に提訴することとされた。また、ノーザンプトン (Northampton) に簡単な債権回収事件専門センター (the County Court

⁶ CPR Practice Direction 7A.2.1 及び 7A.2.2

⁷ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly 著 p276, 280～

⁸ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly 著 p213 2010年は216庁の群裁判所が存在したが (Ministry of Justice, "Judicial and Court Statistics 2010", (2011年6月30日発行) 8頁参照。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/217516/judicial-court-stats.pdf, 2010年6月、法務省が54の群裁判所を閉鎖する方針を発表した。

⁹ 修正法は、the Crime and Courts Act 2013 (section 17 and schedule 9); the Civil Procedure (Amendment) Rules 2014 (SI 2014 / 407)。

http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2014/407/pdfs/ukxi_20140407_en.pdf

概要については、<http://www.judgesdemand.co.uk/2014/04/from-173-courts-to-1-national-county-court-from-22-april-2014/> (2015年5月1日閲覧) など。

Business Centre¹⁰⁾ が設置されている。従前、群裁判所に管轄のあった家事関係事件は、新たに設置された家庭裁判所の管轄となった¹¹⁾。

・ 群裁判所における手続について

単独法廷のみで、原則として巡回裁判官 (Circuit Judges) やレコーダー (Recorders 非常勤の巡回裁判官) が審理するが、準備手続は、常勤の地方判事 (District Judges) や非常勤の地方判事 (Deputy District Judges) が担当する。地方判事も訴額が25,000ポンドを超えない事件の審理を担当する権限があり、特に、少額訴訟トラック (Small Claim Track) に振り分けられた事件を担当することが多い。

また、損害額が500,000ポンドを超えない特許権侵害訴訟の第一審を取り扱う裁判所として、特許郡裁判所 (Patents County Court) がセントラル・ロンドンにあり、その管轄権はイングランド及びウェールズの全域に及び、特許権侵害訴訟について高等法院の大法官部と競合的に管轄権を有している¹²⁾。

(3) 家庭裁判所 (the Family Court又はthe Single Family Court)

The Crime and Courts act 2013による一連の家事関係制度改正の一環として、2014年4月、高等法院、郡裁判所及び治安判事裁判所それぞれの一部を統合する形で設置された。従前、家事関係事件は、事件の性質により前記三段階の裁判所に第一審の管轄が分かれていたが、高等法院の専属管轄として留保された一部の事件を除く英国内の全家事関係事件の第一審を家庭裁判所が取り扱うこととなった。高等法院裁判官、巡回裁判官、レコーダー、地方判事及び治安判事の各レベルの裁判官により構成され、窓口を統一した上で、事件の性質に応じて裁判所の内部で適切なレベルの裁判官に事件を割り当てることで、無駄な時間と費用の削減を実現しようとするものであるが、基

¹⁰⁾ 主に、代理人弁護士がつかない簡単な事件を担当する。

<https://www.justice.gov.uk/courts/northampton-business-centre/ccbc> (2015年5月1日閲覧)

¹¹⁾ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p276, 280

¹²⁾ Patents County Court Guide 2012 p3

本的に個別の事件の具体的処理手続等に変更はない¹³。

家庭裁判所の判断に対する上訴は、原審裁判官のレベルに応じて上訴先が決められることとなるところ、下位のレベル（治安判事レベル、地方判事レベル等）の裁判官が行った判断については、家庭裁判所内のより上位の裁判官（高等法院裁判官、巡回裁判官等）が控訴審となる場合もある¹⁴。

なお、離婚事件に関しては、離婚専門センター（divorce centres）が設置されることになった¹⁵。11のセンターが2014年から2015年にかけて順次稼働し始める予定である。緊急を要する案件を除いて、離婚の申立て及び金銭的救済策の申請については、各地の家庭裁判所ではなく、同センターに郵送で申立てをしなければならない。争いのない仮判決（decree nisi）の多くは、同センターにおいて、地方判事ではなくリーガル・アドバイザーによってなされることが予定されている。口頭弁論を要する場合は、家庭裁判所において行われる。

(4) 刑事法院（the Crown Court）

ア 治安判事裁判所から移送された正式起訴犯罪（刑事法院でしか審理できない。）、イ 両性犯罪（治安判事裁判所でも審理可能であるが、被告人が無罪を主張して陪審裁判を受けることを希望した場合は刑事法院に送られる。また、治安判事が当該犯罪が十分重いと判断した場合は刑事法院に移送することができる。）、ウ 治安判事裁判所で有罪判決を受けたが、同裁判所で科すことのできる量刑の上限を超える量刑を科すために移送されたもの、エ 治安判事裁判所の判断に対する上訴審を管轄する¹⁶。第一審事件は刑事法院の裁判官1人で審理されるが

¹³ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p276, 280
～, A Joint Statement by the President of the Family Division and the MCTS Family Business
Authority

¹⁴ 上訴ルートについては、FPR Practice Direction 30A Appeals参照。

¹⁵ http://www.familylaw.co.uk/news_and_comment/changes-to-the-divorce-process-in-england-and-wales-q-a#.VUOQuSF_Oko及び<http://thefma.co.uk/local-divorce-centre/>（2015年5月1日閲覧）参照。

¹⁶ <https://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/crown-court/>

（陪審裁判での事実認定は陪審員が行う。），上訴事件は刑事法院の裁判官1人及び通常2人の治安判事から成る合議体で審理される。

組織としては全国で1庁であるが，2014年現在，約76箇所¹⁷の庁舎で開廷されている（Old Baileyの呼称で有名なCentral Criminal Courtもこの刑事法院の一つである。）。裁判官は，高等法院裁判官（High Court Judges），巡回裁判官及びレコーダーで構成される（前記のとおり，上訴事件では治安判事も関与する。また，2003年裁判所法（Courts Act 2003）により，地方判事が審理前の事項について担当できるようになった。¹⁸）。審理を担当する裁判官は，犯罪の軽重によって異なり，通常，重大事件は高等法院裁判官又は特別な研修（殺人，性犯罪など事件種ごとに複数存在する。）を受けた巡回裁判官が担当する。

(5) 高等法院（the High Court of Justice）

民事事件について，原則として，郡裁判所と競合的に第一審管轄権を有する（名誉毀損事件については，原則として高等法院が専属管轄を有する。）ほか，控訴審として，郡裁判所の巡回裁判官による第一審の裁判（多重トラック（Multi Track）（詳細は29頁参照）に振り分けられた事件を除く。）に対する上訴等を担当する。

高等法院は，大法官部（Chancery Division），女王座部（Queen's Bench Division）及び家事部（Family Division）で構成される。これらの管轄権はときに重複するが，一定の事件についてはそれぞれが専属管轄を有する¹⁹。

大法官部は，主に不動産，会社法，破産法，知的財産権法に関する事件（主としてエクイティに関する事件）等を担当し，専門法廷として，

¹⁷ Ministry of Justice, "Criminal Court Statistics Quarterly, England and Wales - October to December 2014"の5頁参照。
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/417233/criminal-court-statistics-bulletin-october-to-december-2014.pdf

「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p301

¹⁸ Huxley-Binns, Rebecca; Martin, Jacqueline著 "Unlocking the English Legal System 4th edition" (2014) 165頁

¹⁹ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p219の図，
<http://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/queens-bench>参照。

会社法廷（Companies Court）、破産法廷（Bankruptcy Court）及び特許法廷（Patents Court）が付属している。大法官部には、2015年3月現在17人の裁判官が所属している²⁰。

女王座部は、主に契約違反事件、不法行為事件（主としてコモン・ローに関する事件）等を担当し、専門法廷として、船舶輸送（shipping）に関する事案を取り扱う海事法廷（Admiralty Court）、銀行取引（banking）や保険（insurance）等に関する事案を取り扱う商事法廷²¹（Commercial Court）、技術や建築に関する事案を取り扱う技術・建築法廷（Technology and Construction Court）及び行政事件を取り扱う行政裁判所（Administrative Court）が付属する。うち、行政裁判所においては、行政庁や下位の裁判所（刑事事件も含む。）の判断に対する司法審査（Judicial Review）を行う。女王座部には72人の裁判官が所属している²²。

家事部は、子の後見等、高等法院の専属管轄として留保された家事事件の第一審を管轄するほか、夫婦間に関する事件の第一審及び控訴審等を担当する。

高等法院はロンドンのthe Royal Courts of Justice内に置かれているが、出張所（District registries）がロンドン以外の132の郡裁判所に付設されており（付設された郡裁判所をCivil Justice Centresという。）、事件の受付や準備手続等を行うほか、高等法院に所属する裁判官が出張して審理を行う。

高等法院の裁判官は、高等法院法官（Chancellor of the High Court・大法官部長でもある。）、女王座部長（President of the Queen's Bench Division）、家事部長（President of the Family Division）及び高等法院裁

²⁰ <https://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/chancery-division>

²¹ 商事法廷では、証拠法の正式なルールは排除されており、当事者の同意があれば、通常は証拠能力が認められないような証言や文書の提出が認められている。ビジネスの利益のため、出来る限り迅速かつ簡便に処理する趣旨である。同法廷の手続については、Civil Procedure RulesのPart58に規定されている。「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」Gary Slapper & David Kelly著p216～

²² 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」Gary Slapper & David Kelly著p216

判官（High Court Judges）により構成される²³。本案の審理は原則としてフルタイムの高等法院裁判官が行うが、巡回裁判官や、パートタイムで勤務する裁判官（Deputy High Court Judges など）もこれを取り扱う。

準備手続等は、ロンドンでは主事（Masters）や録事（Registrars）といった手続裁判官（procedural judges）が、出張所では高等法院所属の地方判事（うち1名は上級地方判事（Senior District Judge））が担当する。手続裁判官としては、女王座部に上級主事（Senior Master）及びその他の主事が、大法官部に筆頭主事（Chief Chancery Master）及びその他の主事並びに筆頭破産録事（Chief Bankruptcy Registrar）及びその他の録事が置かれている。

さらに、裁判費用の裁定は、上級費用裁判官及び費用裁判官（Costs Judges）が行うこととされている²⁴。

(6) 控訴院（the Court of Appeal）

民事部（Civil division）及び刑事部（Criminal division）から成る。

民事部は、民事事件及び家事事件について、高等法院及び郡裁判所からの上訴や、上級審判所（Upper Tribunals）、保護裁判所（Court of Protection）²⁵からの上訴を取り扱う。刑事部は、刑事法院及び軍事裁判所からの上訴を取り扱う。上訴には、原則として、原裁判所又は原審判所若しくは控訴院の許可が必要である。

ロンドンのthe Royal Courts of Justice内に1庁のみあり（ただし、近年は、カーディフ、マンチェスター、ニューカッスルなどでも控訴院の審判が開かれている²⁶。）、通常、民事部及び刑事部ともに3人の裁判官（ただし、民事事件のうち暫定的判断（interim orders or judgments）に

²³ 「The Modern English Legal System Fifth Edition」 S.H.Bailey, J.P.L. Ching and N.W.Taylor著 p107

²⁴ 役職について、<http://www.judiciary.gov.uk/about-the-judiciary/judges-magistrates-and-tribunal-judges/list-of-members-of-the-judiciary/hc-masters-list>

²⁵ 2005年意思決定能力法（Mental Capacity Act 2005）により設置された裁判所。意思決定能力のない成年者保護のための決定等を行う。<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/641/641-05.pdf>

²⁶ 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p200

対する上訴や、全当事者が2人の裁判官による審理に同意した場合等、刑事事件のうち量刑に対する上訴等については2人の裁判官によることも可能である。2人による審理で意見が分かれる際には、3人による審理に付することができる。反対に、重大事件については5人の裁判官で審理することもできる。)で審理する。付随的な申立ての多くは1人の裁判官が処理する。

首席裁判官 (Lord Chief Justice) , 記録長官 (Master of the Rolls) , 高等法院法官, 女王座部長, 家事部長及び控訴院裁判官 (Lord Justices of Appeal) が審理に当たる。首席裁判官が刑事部の長を, 記録長官が民事部の長をそれぞれ兼務する。刑事事件については, 女王座部の高等法院裁判官は通常, 付随的な申立てを単独で処理するほか, 合議体に加わることもある。原審裁判官が地方判事である場合には, 巡回裁判官やレコーダーも審理に加わることがある。

なお, 2009年10月1日の連合王国最高裁判所の発足に伴い, 控訴院, 高等法院及び刑事法院の集合体としての正式名称は, 「最高法院」 (the Supreme Court of Judicature) から, 「イングランド及びウェールズ上位法院」 (the Senior Courts of England and Wales) に改称された。

(7) 連合王国最高裁判所 (the Supreme Court of the United Kingdom)

イギリスにおける最終審としての役割は, 従来, 貴族院上訴委員会 (the Appellate Committee of the House of Lords) が果たしてきた。審理を担当する常任上訴貴族 (Lords of Appeal in Ordinary) は, 政治的活動を行わず, 法案審議にも参加しないという慣例にはなっていたが, 権力分立の観点での問題が指摘されていた。

そこで, 2005年憲法改革法 (Constitutional Reform Act 2005) は, 連合王国の最上級裁判所と上院との完全な分離を行い, 最高裁判事の独立を強めるとともに, 裁判所と議会との関係をより透明なものとすることを目的として, 連合王国最高裁判所を設置し, これに貴族院上訴委員会の権限を承継させた (なお, 同法の施行は2006年4月3日)。

連合王国最高裁判所は, 貴族院上訴委員会が有していた管轄を引き継

いた他、枢密院司法委員会が有していた自治権移譲に関する事件（devolution matters）を承継した。

連合王国最高裁判所は、法律問題のみを扱い、民事事件については、海外領土等を除くイギリス全体の（すなわち、イングランド及びウェールズのみならず、スコットランド及び北アイルランドを含む。）、刑事事件については、イングランド・ウェールズ及び北アイルランドの最終審である。連合王国最高裁判所は、控訴院（スコットランドは民事上級裁判所（Court of Session））からの上訴を扱う他、例外的に民事事件について高等法院からの飛越上訴（leapfrog appeal）を受ける場合や刑事事件について高等法院（女王座部）からの上訴を受ける場合²⁷がある。ほぼ全ての事件において、上訴には、控訴院又は連合王国最高裁判所の許可が必要であり、公共にとって重要な法的論点を含む場合に限定される。

連合王国最高裁判所の裁判官の定員は12人であり、発足当初は、当時の貴族院常任上訴貴族（法服貴族）がその地位を有しながら最高裁判所判事（Justices of the Supreme Court）となった。また、首席上訴貴族（The Senior Lord of Appeal in Ordinary）が最高裁判所長官（President of The Supreme Court）に、次席上訴貴族（The Second Senior Lord of Appeal in Ordinary）が最高裁判所副長官（Deputy President of The Supreme Court）になった。

合議体は通常、5名の裁判官によって構成されるが、事件の重要性によっては、7名又は9名の裁判官によって構成される場合もある。審理を担当する裁判官は、最高裁判所長官によって事件ごとに指名される。控訴院の裁判官等が代理裁判官（Acting Judges）として、審理に加わることもできる。

(8) 枢密院司法委員会（the Judicial Committee of the Privy Council）

主に、連合王国海外領土からの上訴、イギリス連邦（Commonwealth）の一部の国からの上訴及び英国国教会上級裁判所等

²⁷ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p292

からの上訴を扱い、その判断は、判決（judgments）ではなく、君主（monarch）に対する助言（advices）という形式で示される。最高裁判所と同じ庁舎内にあり、審理は通常、最高裁判所判事が担当する。枢密院司法委員会の判断は、法的拘束力を持たない説得的先例（persuasive precedents）を構成するにとどまるが、事実上、イギリスの通常裁判所の判断に強い影響力を有する。

2 司法行政

(1) 法務省裁判審判部署

イギリスの裁判所（治安判事裁判所、郡裁判所、刑事法院、高等法院、控訴院）及び審判所の司法行政は、法務省（Ministry of Justice）内の裁判・審判部署（Her Majesty's Courts and Tribunals Service）が担当する²⁸。

HMCTSの前身であるHer Majesty's Courts Serviceは、2005年4月、従前の裁判部門（Courts Service）と治安判事裁判所委員会（Magistrates' Courts Committees）の機能を統合する形で設立され、2011年4月、審判所の事務を吸収し、裁判所と審判所を統一的に管轄する現在の組織となった²⁹。

HMCTSは、公務員である最高責任者（Chief Executive）を頂点とし、大法官（Lord Chancellor）がその機能について政治的責任を負う組織である。HMCTSは、最高責任者を含む執行担当者、3人の裁判官（現在は上級裁判長裁判官（Senior Presiding Judge）、審判所上級主席（Senior President of Tribunals）、地方判事）、非執行担当者、議長からなる執行委員会（Executive Board）により監督される³⁰。

HMCTSの職員は、大法官の権限の委託を受けて、HMCTSにより任命される。職員の数は、現在、事務職員、廷吏、治安判事補佐官等を含め、約18,000人である³¹。

²⁸ 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p189

²⁹ 2003年裁判所法（Courts Act 2003）による。「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p210, <http://www.justice.gov.uk/about/hmcts>

³⁰ 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p189

³¹ <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-courts-and-tribunals-service/about>

HMCTSは、イギリスを8地域（7つの地理的区分及びRCJ）に区分し、それぞれの地域に、最高責任者及び執行委員会に対して責任を負う管理者（Director）を設置している³²。

裁判所委員会は、イギリス国内23の地域にそれぞれ設置され、裁判官、治安判事、弁護士などの識者、同地域の住民等で構成されるもので、その職務は、司法行政を向上させるための提案や、当該地域の司法予算の執行方法の議論等であり、裁判事項について意見を述べることはできないというものであったが、多くなりすぎた諮問機関に対する見直しの動きの中で、同委員会は、2012年に発せられたthe Public Bodies (Abolition of Courts Boards) Order 2012により廃止された³³。

(2) 連合王国最高裁判所

最高裁判所の管轄はイングランド及びウェールズのみならず、スコットランド及び北アイルランドにも及ぶので、同裁判所の司法行政は、イングランド及びウェールズの行政機関である法務省が担うのではなく、大法官（Lord Chancellor）により任命される最高責任者（Chief Executive）を頂点とする独自の組織が処理する。連合王国最高裁判所の職員数及び職種は最高責任者が決定するが、採用は最高裁判所長官（the President of the Supreme Court）が大法官に諮った上で決定する³⁴。

3 裁判官

資格は、法律で定められており、原則として、一定期間の法律実務家としての活動が要件となっている³⁵。かつては法廷弁護士（Barristers）だけが上位の裁判官に任命されていたが、現在では、事務弁護士（Solicitors）も上位の裁判官に任命され得る（もっとも、2014年4月現在、最高裁判事に事務弁護士はおらず、高等法院裁判官でも1名にとどまる。）。また、2008年より、弁護士ではない法律実務家（リーガル・エグゼクティブ等）

³² 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p190

³³ 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p190

³⁴ 「The English Legal System fourth edition」 Alisdair Gillespie著p191

³⁵ 各裁判官の地位と資格要件については、英国裁判所ホームページ（Courts and Tribunals Judiciary）「Judicial Career Progression Chart」（<http://www.judiciary.gov.uk/wp-content/uploads/2014/09/judicial-progression-with-eligibility-aug-2014-1.xls>）が参考になる。

に下位の裁判官（非常勤の地方判事，2010年からは常勤の地方判事へも拡大）への任命資格が与えられた。実際上は，常勤の裁判官に任命されるには，非常勤裁判官（レコーダー等）に任命されることが求められており，常勤裁判官に任命するに当たっては，非常勤裁判官としての活動状況や実績等が考慮されるなど，そのキャリアを重視する運用がなされている。応募資格に年齢制限はないものの，主として40歳以上の法律実務家が裁判官に任命される³⁶。常勤裁判官に任期の定めはなく，定年は70歳である³⁷。

裁判官の任命は応募制である。裁判官の昇進の概念はなく，上位裁判所の裁判官になるためには，再び応募し，下位裁判所と同様のプロセスを踏む必要がある。以前は，大法官に実質的な任命権があり，応募に対して調査をした上で大法官府の職員等による面接がなされていた。これには，司法権の独立の観点や，任命基準の明確性等の観点から問題があったことから，2005年憲法改革法により，2006年4月，イングランド及びウェールズ裁判官任命委員会（the Judicial Appointments Commission in England and Wales）が設けられ，現在は，同委員会を中心として，裁判官の任命手続がなされている。

裁判官任命委員会は，イングランド及びウェールズの各裁判官の候補者の公募及び選考を行い，選考した候補者（任命枠1つにつき1名）を大法官に報告する。大法官は，選考された候補者について，「推薦」，「拒否」及び「（推薦されなかった候補者について）再考を求める」のいずれかを行うが，「拒否」及び「再考を求める」ことは1度しかできない。大法官は，これに基づき，首相を通じて又は直接，裁判官候補者を国王に上申し，国王が裁判官を任命する。

裁判官任命手続に関する不服申立機関として，裁判官の任命と言動に関するオンブズマン（Judicial Appointment and Conduct Ombudsman）が設け

³⁶ 裁判官の年齢，性別，前職等の割合については，英国裁判所ホームページ「Judicial Diversity Statistics 2014」（<http://www.judiciary.gov.uk/wp-content/uploads/2014/07/courts-diversity-stats-2013-14.xls>）が参考になる。

³⁷ ただし，Judicial Pensions and Retirement Act 1993に定める一定の要件を満たす場合，定年を75歳までとすることができる。

られている。

また、連合王国最高裁判所の裁判官に欠員が生じたときには、その都度、イングランド及びウェールズ裁判官任命委員会、スコットランド裁判官任命委員会（the Judicial Appointments Board in Scotland）及び北アイルランド裁判官任命委員会（the Judicial Appointments Commission in Northern Ireland）のメンバーらから成る連合王国最高裁判所裁判官任命委員会が招集された上、新たな最高裁判事が選任される。なお、これにより選任される者は、貴族院議員の地位は有しない。

主な裁判官の地位及び人数（2014年4月1日現在）は、最高裁判所判事（12人）、首席裁判官（1人）、記録長官（1人）、高等法院法官（1人）、女王座部長（1人）、家事部長（1人）、控訴院裁判官（38人）、高等法院裁判官（106人）、主事・録事・費用裁判官等（常勤39人、非常勤60人）、巡回裁判官（640人）、レコーダー（非常勤。1,126人）、郡裁判所の地方判事（常勤438人、非常勤721人）、治安判事裁判所の地方判事（常勤142人、非常勤125人）³⁸、治安判事（21,704人³⁹。うち、各裁判所の治安判事による互選で選ばれるbench chairmanが136人⁴⁰）などである。法曹資格を有する裁判官のうち非常勤裁判官が約60パーセントを占めている。ちなみに、第一審段階での裁判官の職務分担の概要は、下表のとおりである。

大法官（the Lord Chancellor）は、かつて、裁判官として司法の最高責任者であるにとどまらず、貴族院の議長でもあり、閣僚として内閣の一員でもあることから、司法権の独立の観点で問題があった。そのため、2005年憲法改革法は、司法権の独立、行政府からの不可侵を明文化した。これにより、2006年4月3日から、大法官の職及び法務省（Ministry of Justice）

³⁸ 英国裁判所ホームページ(<http://www.judiciary.gov.uk/about-the-judiciary/who-are-the-judiciary/senior-judiciary-list/>)、同「Courts diversity Statistics 2014」

(<http://www.judiciary.gov.uk/wp-content/uploads/2014/07/courts-diversity-stats-2013-14.xls>)

³⁹ 英国政府ホームページ「Court Statistics Quarterly January to March 2014」44頁

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/321352/court-statistics-jan-mar-2014.pdf

⁴⁰ <http://www.judiciary.gov.uk/about-the-judiciary/the-judiciary-in-detail/judicial-roles/magistrates/bench-chairmen>

の長としての地位は存続するものの、貴族院議長、裁判官及び司法の最高責任者としての地位を失った。これに代わり、首席裁判官（Lord Chief Justice）が、司法の最高責任者として有していた大法官の権限や地位を承継した。

表・第一審段階での裁判官の職務分担

	裁判所	トライアル前手続	トライアル
民 事	高等法院（ロンドン） (the High Court of Justice)	主事 (Masters) 録事 (Registrars)	高等法院裁判官 (High Court Judges) ※なお、裁判費用の算定は 費用裁判官(Cost Judges)
	高等法院（出張所） (District Registries of High Court)	地方判事 (District Judges)	高等法院裁判官が巡回
	郡裁判所 (County Courts)	巡回裁判官 (Circuit Judges), 地方判事又は レコーダー (Recorders) ただし、少額訴訟手続は、原則として地方判 事	
刑 事	刑事法院 (the Crown Court)	重大事件 高等法院裁判官又は研修を受けた巡回裁判官	
		一般事件 巡回裁判官又はレコーダー	
	治安判事裁判所 (Magistrates' Courts)	地方判事 又は 治安判事 (Justices of the Peace, Lay Magistrates)	

4 裁判官以外の裁判所職員等

(1) 裁判所職員の採用

書記官、治安判事補佐官及び執行官のほか、廷吏（Ushers）、警備員（Security officers）、事務官（Administrative Staff）など様々な職種が存在する。

統一的な試験制度は存在しないが、職種によっては資格として学位や法曹資格が必要なこともある。具体的な採用については、特定の裁判所の部署で欠員が生じた場合に、法務省の人事担当部署（Human Resources Directorate）が公募を行い、応募者の中から面接によって採用者を決めるという方法をとっている。

(2) 書記官（Court Clerks）

書記官は裁判官付書記官と裁判所付書記官とに分かれている。裁判官付書記官は、高等法院裁判官以上の裁判官に専属し、主に裁判官の期日の管理を行い、裁判所付書記官は、裁判所全体の事務や法廷における事務（文書の受付け、送達、録音等）を行っている。

書記官になるために特別な試験や資格は必要なく、他の裁判所職員と同様に公募により部内又は部外から採用される。

(3) 治安判事補佐官（Legal Adviser）

治安判事裁判所において、治安判事に法律及び手続について助言を行うほか、被告人や証人への手続の説明や期日の調整等の職務を取り扱う。治安判事補佐官は、法廷弁護士又は事務弁護士としての法曹資格を有する者から採用され、採用には、治安判事裁判所における5年以上の弁論実務経験又は治安判事補佐官助手としての実務経験が要求されている。

(4) 執行官

ア 高等法院執行官（High Court Enforcement Officers）

高等法院の民事判決及び一定額以上の支払等を命じる郡裁判所の民事判決等の執行は、従前、国の官吏であるシェリフ（Sheriffs）が担当していたが、2004年4月から、大法官又はその代理人によって任命

された民間人である高等法院執行官が担当することとなった。高等法院執行官は、高等法院執行官協会（the High Court Enforcement Officers Association）に所属し、同協会が実施する研修を受けて試験に合格した者の中から任命されている。

取立てに対して債務者が支払をしない場合、債務者の動産を差し押えた上、競売手続を実施する権限が付与されている。

イ 郡裁判所執行官（county court bailiffs）

郡裁判所執行官は法務省内の一部局である裁判・審判部署に採用された公務員である。民事裁判の執行のほか、法廷侮辱罪に関する逮捕状の執行、裁判文書の送達等の職務に当たることとされている。格別の資格等は要求されていない。

取立てに対して債務者が支払をしない場合、債務者の動産を差し押えた上、競売手続を実施する権限が付与されている。

ウ 文民執行官（Civilian Enforcement Officers）

文民執行官は、郡裁判所執行官と同じく、裁判・審判部署に採用された公務員であり、治安判事裁判所において勤務する。その職務は、治安判事裁判所及び刑事法院における裁判の執行であり、逮捕状、引渡状及び勾留状等のほか罰金支払命令等の執行にも当たる。

エ 認証執行官（Certificated Bailiffs）

認証執行官は郡裁判所から許可状の交付を受け、交通反則金、住民税や非住居税などの取立てを行う者である。取立てに対して債務者が支払をしない場合、債務者の動産を差し押えた上、競売手続を実施する権限が付与されている。

第2 検察官・検察庁等

1 検察官（Crown Prosecutors）

検察庁（the Crown Prosecution Service）に所属し、独立して職権を行うこととされている。人数は、2,415人である（2014年3月末現在）⁴¹⁴²。

⁴¹ 英国検察庁ホームページ「Workforce Diversity Data 2013/14, Barristers or Solicitors by age」
http://www.cps.gov.uk/data/equality_and_diversity/workforce_diversity_data_2013_14/cps_bar_sol_by

法廷弁護士又は事務弁護士であることが資格要件である。ただし、検察庁長官（Director of Public Prosecutions）は法廷弁護士又は事務弁護士として10年以上の経験を有することが必要である。

検察官は、治安判事裁判所において公判を遂行するほか、弁論権を有する場合には、刑事法院等における公判を遂行することもできる。さらに、警察等の訴追した事件であっても、証拠上又は公益上の観点から、手続続行を打ち切る権限を有する。

検察官は検察庁長官が、検察庁長官は法務総裁（Attorney General）が、それぞれ任命する。

2 検察庁（Crown Prosecution Service）

検察庁は、警察が捜査した事件を訴追するため1986年に設置された組織である。検察庁の職務は、警察に対する捜査指示、起訴・不起訴の判断、検察庁所属又は独立の法廷弁護士を用いた法廷弁論、被害者や証人に対するサポートなどである。13の管轄地域に分かれ、検察庁長官を長としている⁴³。検察庁には、租税事件や重大詐欺事案などを扱うCentral Fraud Divisionや組織犯罪などを処理するOrganized Crime Divisionなど4つの特別部門のほか⁴⁴、24時間365日体制で警察に対して起訴判断を提供するCPS Directが設置されている⁴⁵。

なお、治安判事裁判所における公判以外の手続（被告人・警察との連絡や再勾留に関する事務、保釈申請など）については、法曹資格を有しないAssociate Prosecutorsがこれを行うことができる。

3 重大不正捜査局（Serious Fraud Office）⁴⁶

重大不正捜査局は、大規模又は複雑な経済犯罪や贈収賄事件等に対処するため、1987年刑事司法法（Criminal Justice Act 1987）により創設され

⁴² _age_2013-14.csv（なお、重大不正捜査局に所属する者は含まない。）
なお、英国では法務省民・刑事局や訟務局に検察官が出向することはなく、法律案の作成や訟務等については、法務省から独立した政府法務部（Government Legal Department）に所属する法廷弁護士及び事務弁護士（2015年現在、合計約1300名）が主に担当している。
⁴³ http://www.cps.gov.uk/your_cps/our_organisation/index.html
⁴⁴ http://www.cps.gov.uk/your_cps/our_organisation/casework_divisions.html
⁴⁵ <http://www.cps.gov.uk/direct/about>
⁴⁶ <http://www.sfo.gov.uk/about-us/who-we-are.aspx>

たもので、この種犯罪の捜査及び公訴提起の権限を有している。長官は法務総裁により任命され、検察庁と異なり、イングランド及びウェールズのほか、北アイルランドも管轄している（スコットランド等は管轄外）。

第3 弁護士・弁護士会

1 弁護士

弁護士は、法廷弁護士及び事務弁護士に分かれている。法廷弁護士と事務弁護士は、制度上、独立・対等の職階であり、上下関係にはない。

(1) 法廷弁護士

法廷弁護士は、すべての裁判所での法廷弁論権（rights of audience）を資格取得と同時に有する弁護士である。事務弁護士の法律相談に応じ、また、法廷で弁論することが、その主要な職務である。専門分野を持つことも多い。

法廷弁護士は、当事者から直接依頼を受けることができず、事務弁護士から事件の依頼を受けるのが原則である。もっとも、2004年7月から、3年以上の経験を有し、特別の研修を受けた法廷弁護士に限り、事務弁護士を介さず、一般市民から法律相談・文書作成等の依頼を直接受けることができるPublic Accessの制度が始まった。当初は法廷弁護士が同制度に基づいて刑事・家事関係を取り扱うことは認められていなかったが、現在はこのような制約はない⁴⁷。法廷弁護士は、勅選弁護士（Queen's Council; QC）及び下位弁護士（Junior Barristers）に区分される。勅選弁護士は、10年以上の実績のある弁護士の中から、大法官の助言に基づき、女王が任命する。勅選弁護士は、通常、重大事件の法廷弁論（その際、下位弁護士を付き添わせることが多い。）や他の弁護士への助言のみを行う。

従前は、被任命権を有するのは下位弁護士に限られ、しかも、任命される者の大部分を白色男性が占めるなど、大法官の助言権（実質的な選任権）行使が不透明との批判が強かった。2005年7月からは、被任命権を

⁴⁷ http://www.barcouncil.org.uk/media/119597/public_access_guidance_for_barristers_-_mar_2010_-_as_at_25_oct_2011__1_.pdf

事務弁護士（上位裁判所での法廷弁論権を認められた者に限る。）にも広げた上で応募制を採用し、法曹関係者及びそれ以外で構成される選任委員会（Selection Panel）が、大法官が女王に助言すべき者を応募者から選任するようになった（大法官は選任委員会の決定を拒否することができない。）。2012年現在、独立開業している法廷弁護士数は12,680人である⁴⁸。

(2) 事務弁護士

事務弁護士は、当事者からの法律相談に直接応じ、その依頼を受けて契約書を作成するといった法律事務を処理する弁護士である。特に、不動産取引に関する業務は、1985年裁判運営法（Administration of Justice Act 1985）まで事務弁護士が独占していた。

訴訟事件については、郡裁判所及び治安判事裁判所での法廷弁論権だけが認められ、上位裁判所（刑事法院、高等法院、控訴院及び（旧）貴族院）においては、証拠収集、争点整理手続への出席といった準備作業を担当するに過ぎず、法廷における弁論は、治安判事裁判所で担当していた事件について、量刑手続のために刑事法院に移送された場合（Committal for Sentence）や刑事法院に控訴された場合などの場合を除き⁴⁹、法廷弁護士に委ねるほかなかった。

もっとも、このような状況は1990年裁判所及び法律業務法（Courts and Legal Services Act 1990）及び1999年裁判所利用法（Access to Justice act 1999）によって変化し、現在は、特定の審査（筆記試験と尋問・弁論技術等を問う実務審査からなる。研修や経験は要求されない。）に合格した事務弁護士にも、法廷弁護士と同様、上位裁判所における法廷弁論権（the higher rights of audience）が認められる。このような上位裁判所における法廷弁論権を認められた事務弁護士をSolicitor-Advocatesという⁵⁰。

2013年7月現在、開業証書（Practicing Certificate）を保有する事務弁護

⁴⁸ Bar Standards Boardホームページ「Bar Barometer Trends in the profile of the Bar」20頁
https://www.barstandardsboard.org.uk/media/1599997/bsb_barometer_report_112pp_june_13.pdf

⁴⁹ 「The English Legal System 6th Edition, 2010」Jacqueline Martin著p206

⁵⁰ 「The English Legal System 12th 2011-2012」Catherine Elliott and Frances Quinn著p181
参考として、<http://www.sra.org.uk/solicitors/accreditation/higher-rights-of-audience.page>

士数は127,676人である⁵¹。

2 弁護士会

(1) 法廷弁護士

法廷弁護士の基礎的な組織としては、リンカーン法曹院（Lincoln's Inn）、ミドル・テンプル法曹院（Middle Temple）、インナー・テンプル法曹院（Inner Temple）、グレイ法曹院（Gray's Inn）の4つの法曹院（Inns of Court）があり、法廷弁護士に対する資格付与、実務研修及び奨学金援助などが行われている。いずれかの法曹院に所属することが、法廷弁護士の要件となる。法曹院は、現職の裁判官、一般の法廷弁護士及び学生で構成される自治組織であるが、法人化はされていない。

法廷弁護士全体を統括する組織としては、バー・カウンスル（General Council of the Bar、一般にthe Bar Council）がある。従前、バー・カウンスルは、法廷弁護士の代表機関であると同時に規制機関でもあったが、現在、法廷弁護士の業務規制は弁護士規範委員会（the Bar Standards Board）が執り行っており、バー・カウンスルは、法廷弁護士の利益を擁護する一種の組合として活動している⁵²。また、このほかに、4つの法曹院の協議機関（Council of the Inns of Court）がある。

(2) 事務弁護士

事務弁護士の団体として、ロー・ソサイエティ（Law Society）がある。ロー・ソサイエティも従前はバー・カウンスルと同様に二つの機能を有していたが、現在は、事務弁護士の業務規制は事務弁護士規制委員会（Solicitors Regulation Authority; SRA）が執り行っている。ロー・ソサイエティの運営は、地域別代表及び非地域別代表の合計100人程度の協議員で構成される協議会（Council）で決定される⁵³。

⁵¹ Law Societyホームページ「Annual statistics reports 2013 executive summary」
<https://www.lawsociety.org.uk/policy-campaigns/research-trends/annual-statistical-report/documents/annual-statistical-report-2013-executive-summary/>

⁵² 「The English Legal System 12th 2011-2012」 Catherine Elliott and Frances Quinn著p179,187

⁵³ <http://www.lawsociety.org.uk/about-us/our-constitution/#council>内「council member directory」

第4 法曹養成制度⁵⁴

1 学識課程

法廷弁護士・事務弁護士のいずれの場合であっても、専門的職業課程に入るには、大学等の法学部の学位を取得するか、GDL（Graduate Diploma in Law。Common Professional Examination; CPEの後身）と呼ばれる1年間（パートタイムの場合は2年間）の転換コースを修了することが必要である⁵⁵。

ただし、学識課程を経ずに法廷弁護士・事務弁護士の資格を取得できる例外的な方法もある。日本の弁護士など諸外国の一定の法曹資格を有する者は、Qualified Lawyers Transfer Scheme（QLTS）の定める試験（MCT〔択一式試験〕、OSCE〔模擬法律相談、模擬弁論、法的調査及び起案〕からなる。）に合格することで、事務弁護士の資格を取得することができる⁵⁶。

2 実務研修課程

(1) 法廷弁護士

法廷弁護士の資格を取得するためには、学識課程の終了後、専門的職業課程及び実務研修を経る必要がある。

ア 専門的職業課程（2010年9月から改正されている。）

専門的職業課程は、現在、Bar Professional Training Course; BPTC（2009年度以前は、Bar Vocational Course; BVC）と呼ばれ、BPPロースクール、カーディフ大学など13機関が提供している⁵⁷。同課程は、通常1年（パートタイムの場合は2年）を要し、当事者との面接、弁論、和解、意見書の作成等の技能研修が大部分を占める⁵⁸。

また、研修生は、同課程が始まる年度の5月末までには、4校の法曹院のうち1校の学生会員として許可を受け、さらに、各法曹院が行なっ

⁵⁴ 法曹養成対策室報No.5（2011）「英国の法曹養成制度」中網栄美子著、「English legal system 12th 2011-2012」Gary Slapper, David Kelly著p125以下

⁵⁵ 「The Path to Pupillage 2nd Edition, 2010」Georgina Wolfe and Alexander Robson著p49

⁵⁶ <http://www.sra.org.uk/solicitors/qlts.page>, <http://www.kaplanqlts.com/>

⁵⁷ <https://www.barstandardsboard.org.uk/qualifying-as-a-barrister/bar-professional-training-course/bptc-providers/>

⁵⁸ <http://www.barcouncil.org.uk/becoming-a-barrister/how-to-become-a-barrister/>

ている会合（quantifying session）にも出席しなければならない⁵⁹。

イ 実務研修

専門的職業課程を修了（すなわち，Bar Examinationに合格）した研修生は，法曹院から法廷弁護士の資格を授与される。ただし，法廷弁論権を獲得するには，指導担当官（Pupil Supervisor。以前は，Pupil Master/Mistressと呼ばれていた。）と呼ばれる経験6年以上の法廷弁護士の監督下において⁶⁰，12か月間の実務研修（pupillage）を経なければならない。この実務研修の後半の6か月間（Second Six）は，Practicing Sixとも呼ばれるように，自分自身で法廷実務を行なう研修が取り入れられている。

実務研修を終えると，研修生は法廷弁論権を授与される。ただし，最初の3年間は，個人で開業することはできず，6年以上の経験を有する法廷弁護士がいる事務所（Chamber）に席（Tenant）を借りて実務を行わなければならない⁶¹。このような事務所に空席があるとは限らないため，更なる研修（Third Sixと呼ばれる。）を続けながら空席待ちをする研修生も多い。

(2) 事務弁護士

事務弁護士の資格を取得するためには，原則として，学識課程の終了後，法律実務コース及び実務研修を経ることが必要である。

ア 法律実務コース（2010年9月から改正されている。）

法律実務コースは，Legal Practice Course; LPCと呼ばれ，法律単科教育機関や総合大学等で実施される1年間（パートタイムの場合は2年間）⁶²のコースである。同コースでは，理論と実務とのギャップを埋めること及び職業倫理を会得することに重点が置かれる。

イ 実務研修

法律実務コースを修了（すなわち，Legal Practice Examinationに合

⁵⁹ 「Bewigged and Bewildered,2007」 Adam Kramer著p111-121

⁶⁰ 「The Bar Handbook 2010-2011」 Nicholas Bacon, Simon Garrod著p462

⁶¹ 「The Bar Handbook 2010-2011」 Nicholas Bacon, Simon Garrod著p1701

⁶² 「From Student to Solicitor, 2010」 Charlotte Harrison著p66.

<http://www.lawsociety.org.uk/careers/becoming-a-solicitor/>の「Becoming a solicitor」参照。

格)した研修生は、事務弁護士の事務所と2年間(パートタイムの場合は最長4年間)の研修契約(Training Contract)を締結し、更に職業上の研修を積むことが要求される。この研修は、通常、6か月ごとの分野別研修から構成される⁶³。その間、研修生は、検察庁や地方自治体で研修をすることもできる⁶⁴。

実務研修が終了すると、研修生は事務弁護士の資格(つまり、Practicing Certificate)を取得できる。

ただし、単独で実務を行うには、最低3年間の実務経験が必要である。この期間の終了までは、他の事務弁護士(3年以上の実務経験者に限る。)若しくは事務弁護士事務所にアシスタント・ソリシターとして雇用されるか、又はパートナーシップの形態で実務を行うことが必要である⁶⁵。

3 継続研修

(1) 弁護士

ア 法廷弁護士

バー・カウンシルは、2010年11月から、法廷弁護士に対し、パブリック・アクセス、訴訟、マネーロンダリング等に関する研修課程を設置している⁶⁶。

イ 事務弁護士

事務弁護士規制委員会は、CPD(continuing professional development)と呼ばれる継続的研修プログラムを用意しており、全ての事務弁護士はCPD yearと呼ばれる期間中に、少なくとも16時間の研修を受ける必要があったが、2015年4月1日から新制度が開始され、義務的な研修に代えて、同委員会の定める適性陳述書(Competence Statement)の基準を満たすことでも足りることとなった。2015年11月1日以降、研修プログラムは廃止され、新制度に移行する予定である⁶⁷。

⁶³ 「From Student to Solicitor 2010」Charlotte Harrison著p79

⁶⁴ 「The English Legal System 6th Edition, 2010」Jacqueline Martin著p204

⁶⁵ SRA Practising Regulations 2011-4.2(a), SRA Practice Framework Rules 12

⁶⁶ <http://www.barcouncil.org.uk/for-the-bar/member-services-training-courses/>

⁶⁷ <http://www.sra.org.uk/sra/policy/training-for-tomorrow/Resources/cpd-position-statement.page>

(2) 検察官

検察庁（CPS）は、模擬裁判での口頭弁論の訓練や、証拠開示、刑事手続規則、有罪答弁等について、インターネットを通じた研修を行っている⁶⁸。検察庁はProsecution Collegeを設置し、これらの教材を作成している。

(3) 裁判官

首席裁判官が長を務めるJudicial Officeが運営するJudicial Collegeは、実体法、手続法のほか、マネジメントスキルや裁判の社会的意義などについて、裁判官に対して研修を行っている。新任の裁判官に対する導入研修のほか、継続的な研修・特定分野に関する研修プログラムなどが用意されている。集合型の研修のほかインターネットを通じた研修もあり、需要に応じ、裁判官はそれらに参加することができる⁶⁹。また、新任の裁判官は、最初の数年間、経験のある裁判官をメンターとしてサポートを受けることができる。

第5 裁判手続

1 民事事件⁷⁰

(1) 通常民事事件

イギリスでは、1999年4月から施行された民事訴訟規則（Civil Procedure Rules 1998（以下「CPR」という。））の下で、従来の行き過ぎた当事者対抗主義に一定の修正が施され、裁判官による積極的な訴訟指揮が行われるようになった。

ア 第一審手続の基本的な流れ

(ア) 訴えの提起前における当事者間による情報交換、証拠開示、ADRの利用等

人身傷害（一般的なもの及び低額の交通事故（low value

⁶⁸ Crown Prosecution Service Annual Report and Accounts 2012-13 p10

⁶⁹ <http://www.judiciary.gov.uk/training-support/judicial-college>,
<http://www.judiciary.gov.uk/training-support/judicial-college/training>

⁷⁰ 「英国民事司法制度と救済方法（English Civil Justice and Remedies）」Neil Andrews 著, Chapter1～5, （信山社出版株式会社）

「A Practical Approach to Civil Procedure 12th Edition, 2009」Stuart Sime著

personal injury claims in road traffic accidents) に関するもの), 医療過誤 (clinical disputes), 建築・工事, 名誉毀損, 専門的過失, 病気・疾病, 修繕義務違反, 賃料不払又は譲渡抵当権実行に基づく明渡訴訟, 後述する司法審査 (Judicial Review) 等の事案については, 当該事案に応じ, 当事者に対して, 訴えの提起前における情報交換, 関係証拠の開示, ADRの利用等を義務付ける訴訟前準則 (pre-action protocols) が定められており⁷¹, これに違反した当事者は, 訴訟手続の停止, 訴訟費用の負担等の制裁を受けることがある。

また, 上記訴訟前準則に該当しない事案においても, 当事者は, 訴えの提起前の情報交換, 証拠開示等を行うことが求められる (Pre-action Conduct⁷²)。

(イ) 訴えの提起 (管轄及び配点を中心として)

現在, 高等法院及び郡裁判所の管轄はほとんどの民事事件において競合しているが, 1991年高等法院及び郡裁判所の管轄規則 (The High Court and County Courts Jurisdiction Order 1991) は, 次のような配点準則を原則として定める⁷³。もっとも, 特に重要, 複雑又は実質的な事件については, 高等法院において審理される⁷⁴。

① 訴額が25,000ポンド以下の事件

郡裁判所に配点される。

② 訴額が25,000ポンドを超え50,000ポンド未満の事件

高等法院又は郡裁判所に配点される。

ただし, 人身傷害に関する事件は, 郡裁判所に配点される。

③ 訴額が50,000ポンド以上の事件

⁷¹ <http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/protocol>

⁷² http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/pd_pre-action_conduct

⁷³ <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/1991/724/contents/made>第7条, 第5条, 「The English Legal System 14th Edition, 2013-2014」 Gary Slapper & David Kelly著p206

⁷⁴ A Guide to Court and Administrative Justice Statistics (19th Dec. 2013)p8 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/267405/guide-court-admin-justice-stats-sept2013.pdf)

高等法院に配点される。

なお、高等法院には、技術建築法廷、海事法廷、商事法廷等の特別法廷が設けられているところ、これらに関する事件は、対応する各特別法廷に係属する⁷⁵。

(ウ) 被告の応答

答弁書提出期限（通常は訴状送達日から14日間。CPR第10条の3）までに被告が答弁しない場合は、原告の申立てにより、懈怠判決（Default Judgment）をすることができる（CPR第12条の3）⁷⁶。もっとも、明渡訴訟（CPR第55条の7）等、懈怠判決をすることができない訴訟類型もある。なお、懈怠判決は、職権又は被告の申立て（Application to set aside。CPR第13条の4）により排除することができ、排除された場合には、懈怠判決前の状態に復する⁷⁷。

被告の答弁が有意な防御方法を何ら含まない場合には原告の申立てにより、又は、原告の請求に現実的な認容可能性がない場合、裁判所は、簡易判決（Summary Judgment）をすることができる（CPR第24条の2）。

(エ) 各種トラックへの事件の振分け

裁判所は、被告の答弁の後、事案に即した争点整理を実施するため、通常、次のとおり、事件を各種トラックに振り分ける（CPR第26条の6）。

トラックへの振分けは、振分け質問票（Allocation Questionnaire, CPR第26条の3）に基づき、又は、振分け審問期日（Allocation Hearing, CPR第26条の5）において行われる。

⁷⁵ 「The English Legal System 14th Edition 2013-2014」 Gary Slapper & David Kelly著p174,

「The English Legal System third edition」 Alisdair Gillespie著p476

⁷⁶ 「The English Legal System 14th Edition 2013-2014」 Gary Slapper & David Kelly著p212

⁷⁷ 「A Practical Guide to Civil Litigation 2nd Edition. 2005」 Robert Hill, Helen Wood, Suzanne Fine 著p164

① 訴額が25,000ポンド以下の事件

a 訴額が5,000ポンド以下の事件

少額訴訟トラック (Small Claims Track) に振り分けられる。
ただし、人身傷害や修繕義務違反に関する事件は、訴額が1,000ポンド以下のものに限る。少額訴訟トラックにおいては、審問期日 (hearing) は通常1時間で終了する⁷⁸。

b 上記a以外の事件

迅速トラック (Fast Track) に振り分けられる。2009年4月6日までに提訴された事件については、訴額が15,000ポンド以下のものに限る (Civil Procedure (Amended No.3) Rules 2008第7条)⁷⁹。迅速トラックにおいては、口頭弁論が1日で終了する程度の争点が想定されている⁸⁰。

② 上記(a)以外の事件

多重トラック (Multi Track) に振り分けられる。多重トラックにおいては、通常、口頭弁論は1日を超えるものとされる⁸¹。

(オ) 準備段階

口頭弁論 (trial) に向けて、争点整理、証拠開示、証人予定者の陳述書の交換等を行う。多重トラックに振り分けられた事件については、通常、口頭弁論担当裁判官とは別の裁判官が担当する⁸²。

少額訴訟トラック及び迅速トラックの場合は、定型的な進行スケジュールに沿って準備が進められることが多い。

多重トラックの場合には、case management conference (争点整理や準備手続の進行管理が行われる。) や、pre-trial review (口頭弁論期日の指定等が行われる。) 等を利用して、事案に応じた争点整理が行われる。2013年4月から、cost management conference (訴訟費用

⁷⁸ A Guide to Court and Administrative Justice Statistics (19th Dec. 2013)p12

⁷⁹ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/3327/made>

⁸⁰ A Guide to Court and Administrative Justice Statistics (19th Dec. 2013)p12

⁸¹ A Guide to Court and Administrative Justice Statistics (19th Dec. 2013)p12

⁸² 「A Practical Guide to Civil Litigation 2nd Edition. 2005」 Robert Hill, Helen Wood, Suzanne Fine著 p221-225

カンファレンス。今後の審理において発生する予定の民事訴訟費用に関する裁判所の管理が行われる。) も行われている。

(カ) 証拠開示 (disclosure)

自己が依拠しようとする文書、自分又は相手方の主張に不利になるか、相手方の主張に有利になる文書について (CPR第31条の6)、裁判所の命令により、相手方に閲覧の機会を与えるものである (標準的開示 (standard disclosure) といわれる。CPR第31条)。この点において、アメリカ合衆国におけるdiscoveryの開示対象が広範であるのと異なる。なお、「文書」とは「あらゆる内容の情報が記録されているあらゆるもの」と定義されており、紙媒体か電子媒体かを問わない (CPR第31条の4)。

裁判所は、潜在的原告からの申立てに基づき、潜在的被告に対し、訴訟提起に先立ち潜在的原告に文書の開示を行うよう命ずる権限がある (CPR第31条の16)。

(キ) 口頭弁論

法廷での正式審理は、証人尋問や代理人によるスピーチを中心として公開して行われる。高等法院及び群裁判所においては、名誉毀損 (libel, slander) 並びに悪意訴追 (malicious prosecution) 及び不法監禁 (false imprisonment) による警察の不正行為にかかる損害賠償請求訴訟等については陪審審理が行われている (Senior Court Act 1981第69条, County Court Act 1984第66条)。1995年より、伝聞証拠排除法則が廃止され、当事者は法廷において口頭陳述を行わない者の陳述書等を証拠提出することが可能となった (Civil Evidence Act 1995)。

少額訴訟トラックの場合は、口頭弁論に代わって、より柔軟で非形式的な手続である審問 (hearing) が実施される。

(ク) 判決言渡し

判決は、複雑な事案を除き、口頭弁論終了後直ちに口頭で言い渡される。

イ 和解 (Settlement)

(ア) 和解に対する訴訟関係人の基本的姿勢

イギリスでは、訴えの提起後も、弁護士による和解交渉が並行的に進められることが多く、口頭弁論に至るまでに大多数の事件が和解等によって終了する。イギリスの裁判官は、自ら和解案を提案することはまれであるが、ADRの利用を提案するなどして、間接的に和解を促すことがある（後記第6参照）。

(イ) 和解提案制度 (Offers to Settle, CPR第36条)

一定の訴訟類型において、原告は相当と考える額を申し出ることにより、他方、被告は相当と考える額を裁判所に預託することにより、相手方に対して和解を提案できるとする制度である。例えば、後者の場合において、原告が被告の預託した額での解決を拒否したが、判決では預託した額以下の額のみ認容されたとき、原告は、通常、被告のした預託を受諾すべき期間の最終日以後に生じた被告の訴訟費用の負担を命ぜられる（CPR第36条の14）。

訴訟費用が高額となり得るイギリスにおいて、この制度は、和解成立のインセンティブとして重要な役割を果たしている。

ウ 上訴制度 (CPR Practice Direction第52条)

控訴及び上告については、原裁判官又は上訴裁判所・裁判官の許可 (permission) が必要である。

(ア) 少額訴訟トラック又は迅速トラックに振り分けられた事件について

① 郡裁判所の地方判事がした判決に対する上訴

郡裁判所の巡回判事に控訴し、その後、控訴院に上告することができる。

② 郡裁判所の巡回判事がした判決に対する上訴

高等法院の高等法院裁判官に控訴し、その後、控訴院に上告することができる。

③ 高等法院支部の地方判事がした判決に対する上訴

高等法院の高等法院裁判官に控訴し、控訴院に上告することができる。

(イ) 多重トラックに振り分けられた事件の判決に対する上訴

すべて控訴院に控訴し、その後、最高裁に上告することができる。

当事者は、通常、上訴裁判所において口頭証言を証拠提出することはできず（CPR第52条の11(2)）、新たな口頭証言が必要な場合には、事件を第一審裁判所に差戻すことが一般的である。

(2) 行政事件⁸³

イギリスにおける行政事件は、高等法院女王座部に設けられた行政裁判所（Administrative Court）に対する司法審査請求又は後記第6の4の審判所に対する審判請求により取り扱われる。

行政裁判所は、通常、単独の裁判官又は二人若しくは三人の裁判官による合議体で構成され、事件の約半数は単独体で処理されている⁸⁴。また、同裁判所は、必要的又は裁量的に、事件を審判所に移送することができる（2007年審判所、裁判所及び執行法（Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007）第19条による改正後の1981年上位裁判所法第31条のA）。

ア 司法審査請求の沿革・対象

2013年度における司法審査請求の許可申請の件数は、新受件数が15,595件、許可が付与された事件数が1,350件である。これには、裁判所の決定及び行為に対する司法審査請求の件数が含まれる⁸⁵。

司法審査請求の制度は、コモン・ロー上、高等法院の下級裁判所に対する監督権行使として発展し、上訴することができない裁

⁸³ 参考文献

・「Constitutional and Administrative Law, 14th edition」A W Bradley and K D Ewing著 Chapter30&31
・「行政訴訟に関する外国法制調査-イギリス（上）（下）」ジュリスト1244号238頁、1245号168頁

⁸⁴ 「Introduction to the English Legal System, 2011-2012」Martin Partington著p162

⁸⁵ Civil Justice Statistics Quarterly, England and Wales – July to September 2014付属のCivil Justice Statistics tables: July to September 2014（table 2.1, 2.2参照）
（<https://www.gov.uk/government/statistics/civil-justice-statistics-quarterly-july-to-september-2014>）

判ないし手続（例えば、控訴申立てを許可しない決定や、後記3の正式起訴犯罪を治安裁判所が取り扱ってしまった手続）に対する不服申立てという機能を果たしてきたが、ヨーロッパ人権法の影響を受け、その他の公的機関の決定及び行為についても対象とするようになった。現在、この制度は、1981年上位裁判所法（Senior Courts Act 1981。なお、同法は、Constitutional Reform Act 2005附則第11条によりSupreme Court Act 1981が改称されたものである。）第31条に規定されている⁸⁶。

イ 許可申請手続

司法審査請求は、審査原因事実の発生から迅速に行わなければならない、遅くとも発生から3か月以内に行わなければならない（Civil Procedure (Amendment No.4) Rules 2000による改正後のCPR第54条の5。以下、本章においてCPRとは、断りのない限り改正後のものを指す。）。この申立ては、緊急の必要がある場合を除いて、高等法院本庁又はPractice Direction 54D 第2条1項に定められた4支部のいずれかに対して書面で行う。

申立ての理由としては、ア 原処分の違法、イ 原処分の不合理、ウ 手続違反が挙げられる⁸⁷。

司法審査の申立書（claim form）は、被告及び利害関係人にも送達される。これらの者が審査手続に関与するためには、送達日から21日以内に、送達自認書を提出しなければならない、申立てを争う場合にはその理由の概要等を明らかにする書面をも併せて提出する必要がある（CPR第54条の8）、許可の審理段階から被告等が関与することが認められている。

司法審査請求制度は、許可段階と聴聞段階の二段階に分かれており、聴聞段階に審理を進めるためには、裁判所の許可が必要とされる（CPR第54条の4）。裁判所は、書面又は公開法廷での審問により、許否の判断をする。一見明白に請求が却下又は棄却さ

⁸⁶ 「Judicial Review Proceedings 2nd Edition, 2004」 Jonathan Manning著p2

⁸⁷ 「Judicial Review Proceedings 2nd Edition, 2004」 Jonathan Manning著p118-121

れるような事案には許可が与えられない。不許可の判断に対しては、刑事関係を除き（1981年上位裁判所法第18条）、まずは口頭での再審理を求めることができ（Oral renewal）、同審理によっても不許可の判断がされた場合には、控訴院に抗告することができる（CPR第52条の15）。

ウ 審理手続

司法審査の申立てに許可が得られた場合、原則として、公開法廷での審問により実質審理が行われる。実質審理は、通常、一人の裁判官により主宰される⁸⁸。なお、原告の準備に資するため、申立書の送達を受けた被告及び利害関係人は、許可決定の送達の日から35日以内に自らの主張の詳細な根拠を主張し、書証等を提出しなければならない（CPR第54条の14）。

エ 救済手段

司法審査請求における救済手段は、大権的救済手段（The prerogative orders）及び私法的救済手段（Private law remedies）に区別され、下記(ア)ないし(ウ)が前者に、下記(エ)ないし(カ)が後者に位置づけられる⁸⁹。

(ア) 職務執行命令（mandatory order, CPR第54条の2a項）

公的機関等が申立人に法的義務を負う場合、当該義務の履行を命じる。

(イ) 禁止命令（prohibiting order, CPR第54条の2b項）

公的機関等による違法行為を禁止する。

(ウ) 取消命令（quashing order, CPR第54条の2c項）

公的機関等の違法な決定又は行為を取り消す。下級裁判所又は審判所の決定又は行為を除き、高等法院は、自判することができず（2007年審判所、裁判所及び執行法第141条による改正後の1981年上位裁判所法第31条）原則として、差戻しをしなければならない。2000年CPR改正まで、差戻命令（certiorari）と呼ばれて

⁸⁸ 「Judicial Review Proceedings 2nd Edition, 2004」 Jonathan Manning著p434

⁸⁹ 「The English Legal System 14th Edition 2013-2014」 Gary Slapper & David Kelly著p480

いた。

(エ) 差止命令 (injunction, CPR第54条の3第1項b)

公的機関等の違法行為等を阻止するため、不作為又は作為を命じる。

(オ) 宣言的判決 (declaration, CPR第54条の3第1項a)

当事者間の法律関係等を確認的に宣言する。強制力を伴わない。

(カ) 損害賠償請求 (a claim for damages, restitution or the recovery of a sum due, CPR第54条の3第2項)

損害賠償請求は、公的機関の行為等が違法であるとの理由のみで認められるものではなく、法律上の義務違反や過失等による私法上の行為に起因する損害や、1998年人権法 (Human Rights Act 1998) 又はEU法に基づく請求のみ認められる。

また、損害賠償のみを単独で請求することはできない。

オ 仮の救済

司法審査の申立てに許可が得られた場合、裁判所は、請求に関連する手続の執行停止 (stay) を命じることができる (CPR第54条の11第2項)。

(3) 労働事件

ア 労働紛争処理の概要及びADR

英国では、多くの労働紛争は雇用審判所 (Employment Tribunals) において取り扱われている (なお、審判所一般については後述する。)。

労働紛争においては斡旋 (Conciliation) 及び仲裁 (Arbitration) といったADRの役割が重要である。労働分野では、Advisory, Conciliation and Arbitration Service (ACAS)⁹⁰という公的な独立の斡旋・仲裁機関が紛争当事者に対し和解の支援や労働関係の改善に関するアドバイスなどを行っている。ACASは、雇用審判の手続内において当事者に和解の斡旋を行っており、毎年約80,000件がACASに送られ、うち約65%の

⁹⁰ <http://www.acas.org.uk/index.aspx?articleid=1461>

事件が和解又は取下げにより終結する。また、手続開始前の段階においても、ACASは労働紛争の和解の斡旋等を行っており、潜在的な事件のうち74%は正式な手続が開始される前に終了する。

使用者と労働組合との間の紛争においては、ACASとは別の公的機関であるThe Central Arbitration Committee (CAC)⁹¹が、労使紛争の仲裁、労使交渉に関する情報開示等の解決を行う。

イ 雇用審判所

(ア) 管轄・申立て

1964年に設立された雇用審判所（当時の名称は産業審判所（Industrial Tribunal））は、管轄を徐々に拡大し、現在では不当解雇、不当な賃下げ、性差別、人種差別、労働時間基準違反等の数々の制定法上の権利に加え⁹²、25,000ポンドを超えない契約違反等のコモン・ロー上の権利についても判断することができる⁹³。

被用者が審判所に申立書を提出し、受理されると、審判所は、通常3営業日以内に使用者に対し申立書を送達する⁹⁴。なお、申立ては、原則として、解雇等の事実が発生した日から3か月以内にされなければならない⁹⁵。

(イ) ACASによる和解の斡旋

2014年5月より、雇用審判所は、申立書を受領すると、使用者に送達すると同時に、全ての事件において、申立書の写しをACASに対し送付する（早期斡旋制度(early conciliation)⁹⁶）こととなったが、当事者に和解斡旋手続に参加する義務はない。上記のとおり、高い割合でACASの調停員による調停が成立するため、ACASは雇用審判所での審問数の減少に大きく寄与している（例えば、2009年度におい

⁹¹ <http://www.cac.gov.uk/index.aspx?articleid=2213>

⁹² Annual Tribunal Statistics 2011-12 table2.1

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/163466/ts-annual-stats-2011-12.pdf)

⁹³ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p28

⁹⁴ <http://www.justice.gov.uk/tribunals/employment>

⁹⁵ <http://www.justice.gov.uk/tribunals/employment/claims/making-a-claim#acceptable>

⁹⁶ <https://www.citizensadvice.org.uk/work/problems-at-work/early-conciliation-how-it-works/>

て、76,411件の労働紛争がACASに送付され、そのうち21,247件が雇用審判所で審理されるに留まっている⁹⁷。）。

(ウ) 答弁・懈怠判決

申立書を受領した使用者は、申立書の送達の日から28日以内に答弁書を提出する必要がある。使用者が期限内に申立書を提出しない場合及び必要な情報が欠けているなどして答弁書の提出が認められない場合には、雇用審判官（Employment Judge。事務弁護士や法廷弁護士が担当する。⁹⁸）が懈怠判決（default judgment）を行う⁹⁹。

(エ) 争点整理手続（Case Management）等

使用者から適切な答弁書が提出されると、争点整理手続が行われる。この手続では、①任意に出頭することが見込めない証人に対する出頭命令、②相手方に対する情報開示要求、③相手方が任意に開示しない場合の開示命令、④審判所からの求釈明、⑤ヒアリングの日時の決定等が行われる¹⁰⁰。

争点整理手続については、事件によっては、雇用審判官が単独で主宰することがあり、電話又は対面により行われる。この手続は、通常公開されない。

また、事件によってはヒアリング前審査（Pre-hearing review）が行われ、申立て又は答弁が却下されるべきか、いずれかの当事者の主張又は立証が弱いため手続を進行させる前に保証金（deposit）が必要か、その金額はいくらにすべきか等が判断される。ヒアリング前審査については、通常、雇用審判官により、公開で行われる¹⁰¹。

(オ) ヒアリング

ヒアリングは、申立ての当否及び救済方法について判断する期日であり、申立ての日から概ね26週以内に行われる。ヒアリングにつ

⁹⁷ 野瀬正治、わが国の個別労働紛争調整システム

p50<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2011/08/pdf/049-063.pdf>.

⁹⁸ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan著p30

⁹⁹ ‘Your claim-what next’ p3

¹⁰⁰ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p3

(<http://hmctsformfinder.justice.gov.uk/courtfinder/forms/t425-eng.pdf>)

¹⁰¹ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p4

いては、通常、雇用審判官及び2名の素人審判官（使用者団体及び労働者団体から代表者が各1名ずつ選出される。）により構成される合議体がその手続を主宰し¹⁰²、素人審判官には労働関係における実務や基準に関する知識等が期待されている¹⁰³（もっとも、最近では、手続の迅速化及び複雑化する法律問題に対応するため、雇用審判官が単独でヒアリング手続を主宰することが増えているようである。なお、雇用審判官には、手続を合議体により主宰する裁量が与えられている¹⁰⁴。）。

当事者は、事務弁護士、労働組合等から代理人を選任することができるが、雇用審判事件について法律扶助（legal aid）を受けることはできない¹⁰⁵。

ヒアリングの進行については、通常の事件ほど厳格な規則はなく、ヒアリングの開始に当たり当事者と話し合って定められる。本人及び証人は、宣誓又は確約の上で証言し、虚偽供述に対しては偽証の制裁が科されることがあり得る¹⁰⁶。全ての本人及び証人の証言が終わると、双方当事者が弁論を行う¹⁰⁷。審理は週の前半に開始され、1日ないし3日の短期間で結審することが通常である。

雇用審判官は、判決主文及び理由を、原則としてヒアリングの最後に口頭で言い渡した上で、4週以内に書面で交付する。複雑な事件、時間がない場合等のために審判体が言渡しを延期した場合、当事者は、後日書面により判決を受領することになる。なお、審判所は、当事者に対し、通常ヒアリング当日に判決主文の写しを交付している。判決理由は、当事者がヒアリング期日に口頭で又は判決主文受領後14日以内に書面で求めれば、送付される¹⁰⁸。

なお、本人や証人等のヒアリング等への出頭費用は、2012年4月6

¹⁰² ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’p2, p4

¹⁰³ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p30

¹⁰⁴ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p30

¹⁰⁵ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p31

¹⁰⁶ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p7

¹⁰⁷ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p8

¹⁰⁸ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p8

日以降に提起された事件においては、原則として償還されない¹⁰⁹。

(カ) 上訴・再審査

雇用審判所の判断に対しては、法律問題についてのみ、雇用控訴審判所（Employment Appeal Tribunal）に控訴することができ、事実認定については控訴することができない¹¹⁰。控訴は、原則として判決後42日以内にする必要がある¹¹¹。雇用控訴審判所の審判官は、高等法院の裁判官又は巡回裁判官が務め、職業審判官による単独体の場合と素人審判官を含めた合議体の場合とがある¹¹²。

また、雇用審判所の判断については、正義のために再審査が必要と認められる場合（in the interest of justice for the original decision to be reconsidered），判決後14日以内に雇用審判所に再審査（reconsider）を求めることができる¹¹³。

なお、再審査請求をしたことは、上訴の時間制限に影響を及ぼすものではなく、再審査請求と控訴を同時に行うことも可能である¹¹⁴。

控訴又は再審査手続に当たっては、経済状況及び勝訴の見込みの程度により、無料又は低額で、法的アドバイスを受けるとともに、雇用控訴審判所において法律家による代理人を選任することができる¹¹⁵。

(キ) 執行

雇用審判所の認容判決（金銭の支払を命ずるもの）が任意に履行されない場合、被用者は郡裁判所における通常の方法により執行することができる¹¹⁶，加えて雇用審判所迅速トラックスキーム

¹⁰⁹ ‘The hearing-guidance for claimants and respondent’ p8

¹¹⁰ <http://www.justice.gov.uk/tribunals/employment-appeals>

¹¹¹ ‘I want to appeal to the Employment Appeal Tribunal’ p3

(<http://www.justice.gov.uk/downloads/tribunals/employment-appeals/forms-and-how-to-appeal/iwanttoappeal.pdf>)

¹¹² <http://www.justice.gov.uk/tribunals/employment-appeals/hearings>

¹¹³ ‘The Judgment’ p2 (<http://hmctsformfinder.justice.gov.uk/courtfinder/forms/t426-eng.pdf>)

¹¹⁴ ‘The Judgment’ p4

¹¹⁵ ‘The Judgment’ p5

¹¹⁶ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p30

(Employment Tribunal Fast Track Scheme) を利用することで、高等法院執行官に郡裁判所における執行手続を行わせることができる¹¹⁷。また、この場合、被用者は、使用者に対し、上記執行手続のほか、破産手続 (bankruptcy, insolvency) を申し立てることもできる¹¹⁸。

雇用審判所が使用者に被用者の復職・再雇用等を命じ、使用者がそれに従わない場合、当該事件を審理した審判所において再ヒアリングが行われる。この場合、審判所は、使用者に対し、被用者に対する追加の賠償等を命じることがある¹¹⁹。

ウ 通常裁判所

通常裁判所は、損害額25,000ポンドを超える契約上の権利に関する事件のほか、労働組合による争議行為に対する差止め等の手続 (interim injunction) を行う。

また、控訴院及び連合王国最高裁判所は、労働控訴審判所からの上訴事件を審理する。加えて、EU法の解釈が問題となる事件については、欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) へ上訴することができる¹²⁰。

2 刑事事件

(1) 刑事事件の流れ

ア 捜査 (身柄拘束)

逮捕は無令状が原則である (逮捕要件は警察及び犯罪証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984 (以下「PACE」という。)) 第24条参照)¹²¹。警察官は、被逮捕者を可能な限り早急に警察署に引致しなければならず (PACE 第30条1項, 同10項), 引致後に警察の Custody Officers (捜査には関与しないものとされる。) が起訴するに

¹¹⁷ 'The Judgment' p7

¹¹⁸ 'The Judgment' p8

¹¹⁹ 'The Judgment' p8

¹²⁰ 「Labour Law」 Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan 著p34

¹²¹ ただし、近年、他のEU加盟国の司法機関によって発付された逮捕令状 (European Arrest Warrants) に基づく逮捕が増加傾向にあることに留意する必要がある。

足る十分な証拠の有無を判断し、警察署における留置はその判断に必要な限度で認められている。すなわち、当該時点では被疑者を起訴するに足る十分な証拠はないものの、証拠の収集若しくは保全のため又は被疑者取調べによりそのような証拠を得るために被疑者の留置を継続することが必要と信じる合理的な理由があるときに限り、身柄拘束を継続することが認められる（PACE 第37条）。そして、警察官はこの間に被疑者取調べを行って証拠収集を遂げるところ、後述のとおり、取調べのもととなる身柄拘束期間が短いことに加え、取調べに事務弁護士が同席して助言を行うことができる点（PACE Codes of Practice（以下「Code」という。） C 6.8）や、一定の犯罪について原則として取調べ内容を録音しなければならない点（Code E 3.1(a)）が我が国と異なる特徴として指摘できる¹²²。

被疑者を起訴せずに警察署に留置できる時間は原則として24時間である（PACE 第41条）。ただし、被疑事実が正式起訴犯罪又は両性犯罪（PACE 第42条。ただし、Serious Organised Crime and Police Act 2005 第111条・Sch.7による改正後のもの）に該当する場合は、警視（Superintendents）以上の階級で当該警察署の責任者の立場にある者の許可を得て、その時間を36時間まで延ばすことができ、治安判事裁判所（2人以上の治安判事で構成される。PACE 第45条）の令状を得れば、これを最長96時間まで延長できる（PACE 第42ないし44条）。なお、その際には、留置の要件に加え、「捜査が入念かつ迅速であること」も必要とされる。また、留置が認められた場合でも、留置を継続するためには常に所定の時間内に Review Officers（警部補（Inspectors）以上の階級の警察官で、捜査には直接関与しない。）¹²³による再審査を実施しなければならず、その際には本人又は代理する事務弁護士に意見を述べる機会を与えなければならない（PACE 第40条）。

¹²² 取調べに関する準則としてPACE第60条以下及びその下位規範のCode C,E,F参照。

¹²³ PACE 第40条1項(b)

イ 起訴

イギリスでは、我が国と異なり、現在も私人訴追制度を存続させているところ（現在ではその数は相当少ない。）、従前は、一般に、刑事事件については、捜査を行った警察が私人の立場で訴追も行い、裁判の立会いは警察から依頼を受けた弁護士に任せていたが、Prosecution of Offences Act 1985により検察庁（Crown Prosecution Service）が創設され、さらに、Criminal Justice Act 2003（以下「CJA 2003」という。）の一部施行により、訴追制度が大きく変わった。すなわち、2007年10月¹²⁴より、検察官は、捜査には直接関わらないものの（実際にと調べ等をしないというだけであり、捜査の指示は可能）、交通事件等の一定の軽微事件を除いて訴追判断を独占することとなった¹²⁵。なお、訴追の要否の判断にあたっては、「有罪の現実的見込みがあるかどうか」との基準に加え、「訴追に公益性が認められるかどうか」という基準により決せられる¹²⁶。

ウ 保釈

（ア）警察での保釈

Custody Officersは、氏名・住居の不詳、不出頭や証人威迫等により裁判の適正を妨げるおそれがある場合、あるいは、懲役又は禁錮にあたる罪を犯し、かつ、再犯防止のために必要と認められる場合などを除き、被告人を条件付き又は無条件で保釈しなければならない（PACE 第38条）。また、被告人を保釈しない場合には、可能な限り早急に治安判事裁判所に送致しなければならない（PACE 第46条2項）。

（イ）裁判所での保釈

警察段階での保釈が認められない場合、被告人の送致を受けた治

¹²⁴ CJA 2003による改正後のPACE 第37,37A～37D条

¹²⁵ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P39 3.45参照（平成27年5月23日現在、最新版は第14版のようであるが、今回はこれに当たることができなかったため、便宜的に古い版を引用する。）

¹²⁶ Full Cord Test(The Code for Crown Prosecutors参照)

治安事裁判所の治安判事が保釈の判断をすることになる。被告人は、原則として無条件に保釈される推定を受ける（Bail Act 1976 第4条）。しかし、被告人の裁判所への不出頭、再犯、証人威迫のおそれなどが実質的にうかがわれる場合や正式起訴犯罪・両性犯罪を保釈中に犯した場合などには、裁判所は保釈を認めないことができる¹²⁷。

(2) 公判手続・特徴等

ア 管轄

イギリスでは、犯罪が略式犯罪、両性犯罪、及び正式起訴犯罪（indictable only offences）に分類され、それぞれについて取り扱う裁判所が異なることは前記第1の1で述べたとおりである¹²⁸。

イ 基本的な流れ

いずれの犯罪についても、被告人は、起訴された後、治安事裁判所に出頭することとなる（初回出廷）（Magistrates' Courts Act 1980（以下「MCA 1980」という。）第2条2項）。

略式犯罪では初回出廷で罪状認否を行い（MCA 1980 第9条1項），被告人が有罪答弁をした場合はそのまま量刑手続に移行する（同条3項）。また、有罪答弁をしなかった場合には公判審理等を経て、有罪と認定された場合に量刑手続に移る（同条2項）。なお、治安事裁判所における審理は、陪審の関与がなく、治安判事ないし地方判事が法律判断と共に事実認定も行う点、縮小認定により訴因に包摂される他の罪について有罪とすることが許されない（ただし、検察官は予備的訴因も追加できるほか、立法上の例外規定も設けられている。）点¹²⁹，被告人が不出頭の場合でも手続を進めることが可能な点、訴追側には

¹²⁷ Bail Act 1976, Sch.1, paras.2-7参照

1. ¹²⁸ ①略式犯罪の例として、交通犯罪(motoring offences)や軽微な暴行(minor assaults)などが、②両性犯罪の例として、窃盗(theft)、器物等損壊(destroying or damaging property)及び違法薬物の自己使用目的所持(Possession of any class of drug consistent with personal use)などが、③正式起訴犯罪の例として、謀殺(murder)、故殺(manslaughter)、強姦(rape)及び強盗(robbery)などが挙げられる（<https://www.gov.uk/.../offence-classifications.xls>参照）。

¹²⁹ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P176 10.63参照

原則として最終弁論の機会が与えられない点などが正式審理手続と異なっている¹³⁰。

両性犯罪では初回出廷で管轄決定前答弁（plea before venue）が行われる（Crime and Disorder Act 1998（以下「CDA 1998」という。）第50A条，MCA 1980 第17A～23条）。そして，被告人が無罪答弁を行った場合には治安判事裁判所における審理に適するかどうかを検討され（Mode of trial hearing），治安判事が同裁判所における審理を選択し，被告人も同裁判所における審理を選択した場合にのみ同裁判所で審理される（被告人が刑事法院での審理を希望した場合には，必ず刑事法院に送致される。）。被告人が有罪と認定された場合又は被告人が有罪答弁を行った場合は，治安判事裁判所の権限内で適切な科刑が可能かどうか検討され，可能と判断されたときには同裁判所で判決が宣告され，不可能と判断されたときは量刑手続のために刑事法院に送致される。（MCA 1980 第18～26条）¹³¹

正式起訴犯罪については，治安判事裁判所において保釈手続及び公費による弁護士選任手続等がとられた後（CDA 1998 第50条），刑事法院に送致される（CDA 1998 第51条）。刑事法院では，正式起訴状の朗読後，被告人は各訴因に対して有罪又は無罪の答弁を行う（arraignment）。有罪の答弁があると，陪審（jury）によることなく，裁判官による刑の量定手続に移行する。被告人が無罪答弁をした場合，陪審による正式審理が行われる。正式審理は，訴追側の冒頭陳述及び立証を経た後，弁護側による同様の手続が行われ，最後に訴追側代理人及び弁護人の最終弁論，並びに裁判官の陪審員に対する説示（summing-up）が行われる。

以上のとおり，イギリスでは否認事件の公判手続が二つに分かれ，

¹³⁰ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P172 H Course of the trial以下参照

¹³¹ 2013年5月28日、両性犯罪に関する陪審審理付託手続(committal proceedings)が全面的に廃止され，治安判事は，審尋(hearing)を経ることなく，刑事法院に事件を送付できるようになった(allocation procedure)(CJA 2003 (Commencement No. 31 and Saving Provisions) Order 2013)。

最初に有罪無罪のみを決定する事実審理（Trial）を行い、その後、有罪とされた場合に限り、刑の量定と判決宣告からなる判決手続（Sentencing）に移行する。そして、陪審員は、このうち、前者の事実審理のみに関与する。他方、被告人が有罪答弁を行った場合には事実審理を経ずに有罪となり、量刑手続に移ることになる。

ウ 証拠開示

検察官は、トライアルの開始前に、保有する証拠のうち、検察官立証に必要な証拠のみならず、①検察側の主張を弾劾する可能性があるか、又は②被告人の主張を補強する可能性があると合理的に認められる証拠を弁護側に開示しなければならない、その後も、手続の進捗状況等を踏まえ、継続的に要開示証拠の有無を精査する義務を負っている（CJA 2003による改正後の（Criminal Procedure and Investigations Act 1996）第3条、7A条）。また、弁護側もその証拠を相手方に開示しなければならない（同法第6条）。

なお、重要な公益に関わる機密事項に関しては、裁判所の許可を得て、開示を拒絶することができる（Public Interest Immunity）（同法第3条6項、7A条8項）。

エ 陪審

陪審員（jurors）は、有権者登録をした18歳から70歳までの市民¹³²（年齢は陪審裁判開始日を基準とする。）から無作為抽出された候補者の中から一定の審査を経て選任される。陪審は12名の陪審員（ただし、審理中に陪審員が解任等された場合は最低9名で構成することができる。）から成り、公判の手続に終始立ち会い、事実認定を行って有罪又は無罪の評決を出す。陪審が全員一致の結論（unanimous verdict）に至らない場合には、10対2までの多数決による評決（majority verdict）も許される¹³³（陪審員1名が解任等されているときは10：1、2名が解任等されているときは9：1の多数決がそれぞれ許

¹³² Juries Act 1974 第1条

¹³³ ただし、多数決による評決の場合、陪審長（foreman）は、賛成及び反対の各陪審員の数を公開法廷で明らかにすることが求められる（Juries Act 1974 第17条3項）。

される。3名が解任等されているときは、全員一致でなければならない。Juries Act 1974 第17条1項参照。)。多数決による評決を行うには、評議開始から最低2時間10分が経過していなければならない（同条4項、Criminal Procedure Rules – Practice Direction para.VI,39Q.2）。十分な時間をかけて検討したにも関わらず、陪審が評決に達することができない場合は、陪審は解任される。この場合、再度のトライアルが行われることがある¹³⁴。

有罪の評決が出された場合は、裁判官による刑の量定手続に入り、判決を言い渡す。

CJA 2003 第44条により、刑事法院での正式審理に際し、陪審員に対して脅迫や買収等の不当な接触がなされるおそれのある場合には、陪審員の関与を除外して、裁判官のみによる審理を執り行うことが認められ、2010年1月、陪審の関与しない正式裁判が初めて実施された。なお、同法43条は一定の複雑な詐欺事件等についても、陪審の関与を除外した正式審理を規定するが、同条は施行されないまま、Protection of Freedoms Act 2012 第113条により廃止されることとなった。

オ 上訴¹³⁵

ア) 簡易手続 (summary trial) からの上訴

- ① 刑事法院に対する控訴 刑事法院に対する控訴は、被告人のみに認められる。有罪判決を受けた被告人は、無罪答弁をした場合、有罪判決及び量刑について、有罪答弁をした場合、量刑についてのみ、裁判所の許可を受けずに、刑事法院に控訴することができる（MCA 1980 第108条）。控訴審は、有罪判決に対する控訴の場合、証人を含む全ての証拠を再度取調べ、量刑に対する控訴の場合、再審尋を行い、独立の視点から判断する（Senior Courts Act 1981 第79条3項）。

¹³⁴ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P365 21.38参照、再審理が許容されることにつき、Bell [2010] 1 Cr App R 407参照。

¹³⁵ 「OCR Law for AS Third Edition」 Jacqueline Martin and Sue Teal 著P81以下参照

控訴審は、有罪判決に対する控訴の場合、原審の判断を変更し、より軽い罪の有罪を認定することができる。また、量刑に対する控訴の場合には、原審と比較して、刑を軽くするだけでなく、重くすることもできる。

この控訴審の判断に対しては、法の誤り及び管轄権の逸脱を理由とする場合のみ、case statedの方法（判断の基礎となった事案を判断者が特定する方法。詳細は、以下②を参照。）により、高等法院女王座部の合議部（Divisional Court）に対して上告することができる。この上告については、被告人だけでなく、検察官にも認められる。

この高等法院の判断に対しては、更に連合王国最高裁判所に対して上訴することができるが、この上訴は、公的重要性のある法律問題を含む場合に限り認められる。この上訴が認められることは稀である。

② 高等法院女王座部（Divisional Court）に対する控訴

治安判事裁判所の判断に対しては、上記①のほか、法の誤り又は管轄権の逸脱を理由として、case statedの方法で、高等法院女王座部の合議部（Divisional Court）に対して直接控訴することができる（MCA 1980 第111条）。この控訴は、被告人及び検察官いずれについても認められるが、犯罪の成否に関する判断（有罪無罪の判断）に対してのみ認められ、量刑に関する判断に対しては認められない。この方法による控訴を求める当事者は、治安判事裁判所に対して、事案を特定するよう求めることができ、治安判事裁判所は当事者の申立てが取るに足らない軽微なものの場合にのみ拒絶することができる（この拒絶に対しては、当事者は高等法院に対して司法審査（judicial review）を求めることができる¹³⁶。）。治安判事裁判所が起案した事案は当事者に送付され、事実関係について合意ができた

¹³⁶ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P523 27.31参照

段階で、事件は高等法院の行政裁判所（合議部）に送られる。高等法院の判断は、①控訴棄却、②破棄自判、③破棄差戻しの3通りがあり得る（Senior Courts Act 1981 第28A条3項）。

この高等法院の判断に対しても、連合王国最高裁判所に対して上告でき、要件が公的重要性のある法律問題を含む場合に限られること、この上告が認められることが稀であることは上記①と同様である。

(イ) 正式起訴犯罪のトライアルに対する上訴

① 有罪判決に対する控訴

控訴院（Criminal Division）に上訴するためには、控訴院から許可を受ける必要がある（制度上は原裁判所からでも良い。）（Criminal Appeal Act 1968 第1条1項、2項）。控訴審の役割は原審の再審査であると考えられており、証拠調べが行われるのは稀であり、証拠調べが行われる場合も、原審のトライアル時に取り調べるのが不可能だった新証拠に限られる。控訴審の判断は、原審の被告人の有罪の判断が誤っていたかどうか（unsafe）かに限られ（同法第2条）、有罪判決を破棄することができるほか、原審において陪審員が認定することのできた罪より軽い罪の有罪を認定することができる。

② 無罪判決に対する控訴

a 法務総裁による無罪判決に係る法律問題の付託（Reference on a Point of Law Following Acquittal）

刑事法院における無罪の判断は、陪審が無罪の評決を下す場合のほか、裁判官が、トライアル停止の判断（検察官証拠によっても有罪の判断をすることができないとき（No case to answer）など。）や検察官が公訴追行を断念するような証拠排除の判断がされたときにもなされる。法務総裁は、刑事法院の

裁判官の無罪の判断について、控訴院に照会することができる（Criminal Justice Act 1972 第36条）。もっとも、控訴院が原審裁判官が法律判断を誤ったと判断しても、被告人の無罪の判断には影響はない。この制度の目的は、専ら、誤った法律判断の是正のためのみである。

b 検察官による控訴¹³⁷

検察官は、原審裁判官又は控訴院の許可を得て、控訴院に、次に掲げる裁判官の判断に対し控訴することができる。

- ・ 証拠不十分（No case to answer）による手続終了、その他の無罪を導く判断（Terminal Rulings）に対する控訴（CJA 2003 第58条）

この控訴を受けた控訴院は、控訴棄却又は控訴認容（原審判断の取消し若しくは変更）のいずれかの判断をする（CJA 2003 第61条1項）。原審の判断を取消し又は変更する場合、控訴院は、刑事法院において、審理を再開させ、又は新たに審理をさせることができるが、これらの方法によっては、公平な裁判を確保できない場合には、被告人に対し無罪の宣告をすることができる（Criminal Justice and Immigration Act 2008による改正後のCJA 2003 第61条4項、同5項）。

- ・ 証拠判断（Evidentiary Rulings）に対する控訴（CJA 2003 第62条¹³⁸）

この控訴が対象とする犯罪は、殺人等の一定の重大犯罪に限定される（CJA 2003 sch.4）。また、控訴の提起は、弁護士立証が始まる前の段階でなされなければならない（CJA 2003 第62条2項）。この控訴は、検察官の主張・立証を著しく弱める証拠判断に対してのみ許される（CJA 2003 第63条）（ただし、証拠判断により、直ちに被告人の無罪の判断に結びつかなくてもよ

¹³⁷ http://www.cps.gov.uk/legal/a_to_c/appeal_prosecution_rights/

¹³⁸ 2015年5月21日現在、同条は未だ施行されていない。

い。）。控訴院は、抗告棄却又は認容（原審判断の取消し若しくは変更）の判断をすることができる（CJA 2003 第66条）。

③ 量刑に対する控訴

a 被告人による控訴

被告人は、許可を得て、量刑に対して、控訴院に控訴することができる（Criminal Appeal Act 1968 第9条、第11条）。有罪（Conviction）に対する控訴が通常3人の裁判官により審理されるのに対し、量刑に対する控訴は通常2人の裁判官により審理される¹³⁹。

典型的な控訴事由は、量刑が明白に過大であること（Manifestly excessive）である¹⁴⁰。控訴院は、被告人の犯罪行為に適用される量刑の幅を決定し、刑がその幅を超えている場合にのみ、原審の判断に介入する。控訴院の判断の場合、原審よりも刑が重くなることはない（同法第11条3項）（もっとも控訴審は、控訴中の未決勾留期間を考慮しないことができるので、事実上身柄拘束期間が延びることはある。）¹⁴¹。控訴院は、原審段階では検討対象ではなかった情報（控訴後の拘置所での振る舞いなど）も刑を減輕する要素に含めてもよいとされている。

b 法務総裁による量刑再審査の付託（Reference for Review of Sentence）

法務総裁は、一定の重大犯罪について、不当に軽い刑（Unduly lenient）が言い渡されたと判断した場合、控訴院に対し、その許可を得て、量刑の再審査を付託することができる（Criminal Justice Act 1988 第36条）。控訴院は、同付託に基づ

¹³⁹ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P475 26.04参照

¹⁴⁰ 「Blackstone's Criminal Practice 2013」 The Right Honourable Sir Anthony Hooper他編 pp.2059-2060, 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P487 26.45参照

¹⁴¹ 「A Practical Approach To Criminal Procedure 12th Edition」 John Sprack 著P486 E Determination of appeals against sentence以下参照

き、原判決を破棄し、適当な刑を言い渡すことができる。

(ウ) 連合王国最高裁判所への上告

控訴院の判断に対しては、どちらが控訴したかにかかわらず、控訴院又は連合王国最高裁判所の許可を得て、連合王国最高裁判所に上告をすることができる（Criminal Appeal Act 1968 第33条）。ただし、この場合一般的な公共の重要性（General public importance）を有する法律問題が当該事件にあることを明示しなければならない。

(3) 刑の執行段階

イギリスでは、量刑の一貫性の観点から、量刑委員会（Sentencing Council）により様々な種類の量刑ガイドラインが作成されており、裁判所は量刑を決定するに際して量刑ガイドラインに従わなければならないとされている（Coroners and Justice Act 2009 第125条1項）¹⁴²。

ア 自由刑

英国には、拘禁刑として、無期拘禁刑（life sentence）、不確定拘禁刑（indeterminate prison sentence）、確定拘禁刑（indeterminate sentence）、執行猶予刑（suspended sentence）が存在する。なお、英国では、死刑は廃止されている¹⁴³。

(ア) 無期拘禁刑¹⁴⁴

無期拘禁刑には、謀殺罪¹⁴⁵及び2度目の重大犯罪¹⁴⁶について義務的に科される義務的無期拘禁刑（mandatory life sentence）、武装強盗等特定の重大犯罪について裁量により科することができる裁量的無期拘禁刑（discretionary life sentence）がある¹⁴⁷。

無期拘禁刑を科す場合、裁判官は最低拘禁期間（minimum term）を定めなければならない、その期間が経過した後で、仮釈放委員会

¹⁴² <http://sentencingcouncil.judiciary.gov.uk/sentencing-guidelines.htm> なお、量刑ガイドラインは量刑委員会のHPよりダウンロードできる。

¹⁴³ Murder (Abolition of Death Penalty) Act 1965, Crime and Disorder Act 1998 第36条

¹⁴⁴ <https://www.gov.uk/types-of-prison-sentence/life-sentences>,

¹⁴⁵ Murder (Abolition of Death Penalty) Act 1965 第1条

¹⁴⁶ CJA 2003 第224A条, Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 第122条

¹⁴⁷ <http://www.justice.gov.uk/offenders/types-of-offender/life>

が公衆保護のためにその受刑者を拘禁し続ける必要がないと判断した場合に限り、仮釈放が許可される。なお、義務的無期拘禁刑のうち一定の場合には、最低拘禁期間が設定されない結果、刑務所から釈放される可能性のない拘禁刑となる場合が存在する (whole life tariff)。¹⁴⁸

(イ) 不確定拘禁刑 (indeterminate prison sentence) ¹⁴⁹

不確定拘禁刑は不定期刑であり、無期拘禁刑と同様、最低拘束期間が設定され、その期間が経過した後で、仮釈放委員会が釈放を適当と判断した場合に釈放される。

不確定拘禁刑として、公衆保護のための拘禁刑 (imprisonment for public protection。法定刑の上限が10年以上である特定の犯罪で有罪とされた被告人に対し、同人が公衆に深刻な害悪をもたらすおそれがあると判断された場合に科される不定期刑。)が存在したが、同拘禁刑は Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012により廃止され、これに代えて前記の2度目の重大犯罪に対し無期拘禁刑を科す規定等が加えられた。もともと、同法施行前に有罪判決を受けたが量刑を言い渡されていない被告人に対してはなお適用される¹⁵⁰。

(ウ) 確定拘禁刑 (determinate prison sentence)

確定拘禁刑は刑期の定められた拘禁刑である。

刑期が12か月以上である場合、受刑者は、その前半半分を刑務所で過ごし、後半は、許可 (licence) を得て社会で過ごす (ライセンス出所)。ライセンスには遵守事項が定められ、これに違反した場合には、再び刑務所に収容される。これに対し、刑期が12か月未満である場合、受刑者は、通常、その刑期の半分が経過する

¹⁴⁸ CJA 2003 第269条4項

¹⁴⁹ <https://www.gov.uk/types-of-prison-sentence/indeterminate-prison-sentences-no-fixed-length-of-time>

¹⁵⁰ http://www.cps.gov.uk/legal/s_to_u/sentencing_and_dangerous_offenders/

と自動的に釈放される¹⁵¹。なお、一定の暴力犯罪の場合には、拘禁期間に加えて長期5年、また、一定の性犯罪の場合には、拘禁期間に加えて長期8年以下のライセンス出所期間が定められたうえ、通常、拘禁期間の3分の2が経過しなければ釈放されないほか、仮釈放委員会が公衆保護のためにその受刑者を拘禁し続ける必要がないと判断した場合に限り、仮釈放が許可される（拡張拘禁刑。extended sentence¹⁵²）。

(エ) 執行猶予刑（suspended sentence）

英国においては、14日以上2年以下の拘禁刑（治安判事裁判所では14日以上6か月以内）について、最大2年間その執行を猶予することができる¹⁵³。執行猶予刑においては、特定の場所・人のもとでの居住や一定の奉仕活動の実行などの条件を付すことができ、執行猶予刑を受けた者がこれらの条件に違反した場合、刑事施設に収監されることがあり得る¹⁵⁴。

イ 財産刑など

(ア) 罰金刑（fine）

罰金刑は、軽微な交通違反や窃盗などの比較的軽い犯罪に対して科され、罰金額は、犯罪の重さと被告人の経済状態を考慮して決定される。従前治安判事裁判所では、5,000ポンドまでの罰金しか科すことができなかったが、この罰金限度額は撤廃された（2015年3月12日以降に行われた犯罪に適用される。）。¹⁵⁵罰金を納付しなかった場合には、その金額に応じて刑務所等に収監される¹⁵⁶。なお、罰金については、オンラインで納付することも認め

¹⁵¹ <https://www.gov.uk/types-of-prison-sentence/determinate-prison-sentences-fixed-length-of-time>

¹⁵² CJA 2003 第226A条, Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 第124,125条 http://www.cps.gov.uk/legal/s_to_u/sentencing_and_dangerous_offenders/#a16

¹⁵³ CJA 2003 第189条1項, <https://www.sentencingcouncil.org.uk/about-sentencing/types-of-sentence/suspended-sentences/>

¹⁵⁴ CJA 2003 第190条1項, 193条, sch.12

¹⁵⁵ Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 第85条 <https://www.sentencingcouncil.org.uk/about-sentencing/types-of-sentence/fines/>

¹⁵⁶ Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000（以下「PCC(S)A 2000」という。）第139条

られている¹⁵⁷。

(イ) 賠償命令 (compensation order)

賠償命令とは、犯罪によって被った人身障害、損失、損害等を賠償するよう命じるものである¹⁵⁸。

(ロ) 被害回復命令 (restitution order)

被害回復命令とは、窃盗等の犯罪に係る盗品を権利者に返還するよう命じるものである¹⁵⁹。

(エ) はく奪命令 (deprivation order)

はく奪命令とは、犯罪を遂行又は容易にする目的で使用され、あるいはそのような目的で使用する意図であった物を被告人からはく奪する命令である¹⁶⁰。

ウ 社会奉仕命令 (Community Order)

イギリスでは、刑の一種として、18歳以上で有罪と認められた者（一定の重大犯罪を犯した者、一定の累犯者を除く。）に対し、40時間以上300時間以内の無償労働（薬物治療、電子的監視による在宅拘禁、プログラム受講等との組み合わせも可能。）を科することができる¹⁶¹。裁判所は、地方の保護観察機関が提出する判決前調査に基づき、命令内容を決定する。保護観察所が命令内容を実施・監督し、違反に対しては、警告の上、再度違反すれば裁判所に戻され、より厳しい条件が付されるか、当初の犯罪行為について、法定刑の範囲内で改めて他の刑を科される¹⁶²。

エ 免責 (Discharges) ¹⁶³

上記のほか、裁判所は、最も軽い罪（軽微な窃盗等）については、

¹⁵⁷ <https://www.gov.uk/pay-court-fine-online>

¹⁵⁸ PCC(S)A 2000 第130条

¹⁵⁹ PCC(S)A 2000 第148条

¹⁶⁰ PCC(S)A 2000 第143条

¹⁶¹ CJA 2003 第148条, 177条, Criminal Justice and Immigration Act 2008 Sch.4(1), para.82

¹⁶² CJA 2003 第179条, Sch.8

<http://www.moj.go.jp/content/000005229.pdf>

¹⁶³ <https://www.sentencingcouncil.org.uk/about-sentencing/types-of-sentence/discharges/>

被告人を免責することができる。これは、当該犯罪については、裁判手続を受けたという経験のみで処分としては十分であるということの意味する。条件付きで免責をすることも可能であり、この場合、次に犯罪を行うと、免責を受けた犯罪も含めた形で刑期が決められることになる。

3 家事事件¹⁶⁴

(1) 事件類型

家庭裁判所に係属する家事事件には、婚姻関係等（いわゆる Civil Partnership も含む）に関する事件、養子事件（地方自治体に保護されている子を将来養親となり得る者の保護下におく命令である Placement order に関する事件等を含む。）、子の監護に関する事件（子を守るために公的機関が介入する事件（Public law）及び子の養育等に関する両親間の紛争（Private law））、金員支払等に関する付帯事件（Ancillary relief。婚姻関係等解消後における養育費等金員に関する事件をいう。）、DVに関する事件及び強制結婚保護命令事件（Forced marriage protection order。強制的な結婚を事前に防ぐ又は強制的に婚姻をさせられた被害者に事後的救済を与えるための事件）が含まれる。後述のとおり、後見に関する事件は、家庭裁判所ではなく、特別裁判所である保護裁判所に係属する。

(2) 婚姻関係等に関する事件

婚姻関係等に関する事件の種類としては、離婚（Divorce）、婚姻無効及び取消し（Nullity; no valid marriage or civil partnership ever existed or voidable(valid unless annulled)）並びに裁判による別居（Judicial Separation）がある。裁判による別居は、宗教上の理由で離婚が禁じられている場合等に離婚の代替手段として利用され、同居義務を免除するものである。

離婚に関する事件の手続は、仮判決（decree nisi）と確定判決（decree absolute）の二段階構造をとる。仮判決が言い渡された場合、原告は、6週間後に確定判決を求めることができる。

¹⁶⁴ A Guide to Court and Administrative Justice Statistics (19th Dec. 2013)p16以下

婚姻関係等に関する事件については、従前、基本的には郡裁判所で審理されていたが、2014年4月以降、原則として、新設された家庭裁判所が審理することとなった¹⁶⁵。

(3) 後見に関する事件

精神能力法（The Mental Capacity Act 2005。以下「MCA 2005」という。）は、財産管理から身上監護までの制限能力者の意思決定に関する法的枠組みを設けており、その特別裁判所として保護裁判所（The Court of Protection）が従来財産管理に関する判断のみを行っていたものを、MCA 2005施行後より身上監護まで含め判断することとしている（MCA 2005第45条）。すなわち、保護裁判所は、特定の行為に関する判断能力の有無や健康管理を含む福利に関する行為について判断する権限、制限能力者の代理人（deputy）の選解任権を行使するとともに、任意後見の有効性（持続的代理権（enduring powers of attorney）及び永続的代理権（lasting powers of attorney）¹⁶⁶の有効性）に関する事件などを取り扱っている。保護裁判所の判断に対しては原則として控訴院に上訴する（MCA 2005第53条1項）¹⁶⁷。

(4) その他の事件

ア 養子事件について

英国における養子は、日本における普通養子縁組の制度はなく、特別養子縁組に類似した制度が原則とされていることが特徴的である。裁判所は、通常、養子申立てに先立ち、placement order（あっせん命令。裁判所が公的機関に対し、児童を養子制度の対象とすることを許可するもの。Placement order又は親の同意がなければ子を養子とする

¹⁶⁵ 「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Gary Slapper & David Kelly著p276,280～

¹⁶⁶ MCA 2005施行以前は、1985年持続的代理権法（Enduring Powers of Attorney Act 1985, EPA）により任意後見制度が定められていた。MCA 2005により定められた永続的代理権は、EPAにより定められた持続的代理権と同様、将来の意思決定能力喪失時に備えた代理権授与制度であるが、持続的代理権と異なり、身上監護等に関する意思決定も代理権の範囲となっている（MCA 2005第9条）。

¹⁶⁷ Mental Capacity Act 2005 Code of Practice

(http://www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/@en/@disabled/documents/digitalasset/dg_186484.pdf)

ことはできない。)を発する(2002年養子縁組・児童法(Adoption and Children Act 2002)第19条ないし第24条)。同命令により、養子となるべき子は、将来の養親の監護下に置かれることとなる。その後、裁判所は、申立てにより、adoption order(養子命令)を発する(同法第46条)。同命令により、子に関する実親の権利及び義務が消滅し、養親がこれらの権利義務を有することとなる一方、子も、養親の実子と同様の権利を有することとなる。

イ 子の監護に関する事件について

子の監護に関する事件においては、子の調整に関する命令(child arrangement orders¹⁶⁸ (2014年児童及び家族法(the Children and Family Act 2014)第12条)), 子の行動に関する禁止命令(prohibited steps order), 特別の問題に関する命令(specific issue order)等を求めて申立てがされる。

公的機関が介入する事件(Public law)においては、子は、自動的に当事者となり、かつ、カフカスにより指名された後見人(a Children's guardian appointed by the Children and Family Court Advisory and Support Service (Cafcass))により代理される。同事件においては、ケア・オーダー(care order。地方自治体の子を監護すべきか否かに関する命令)を求める申立てが多い。2014年児童及び家族法によって、養子命令発布時又は同命令発布後に、養子となる又はなった子と同子の血縁関係者等との面会交流に関する命令も新設されている(児童法第51条A, 2014年児童及び家族法第9条)。

両親間の紛争(Private law)においては、どちらの親が子を養育するか否か、面会交流等に関して争われることが多い。

ウ 金員支払等に関する付帯事件

婚姻関係等解消後における養育費等金員に関する事件をいう。当事者は、一括払い命令(Lump sum orders), 定期払い命令(Periodical

¹⁶⁸ 従来、児童法(the Children Act 1989)において子の住居に関する命令(residence order)及び面会交流に関する命令(contact order)と定められていたものを2014年4月に廃止し、新たに規定された命令である。

payments), 手続中生計維持 (Maintenance Pending Suit), 財産移転命令 (Property adjustment orders), 年金分割等命令 (Pension sharing or attachment orders), 担保条項命令 (Secure provision orders) の申立てをする。

4 少年事件

(1) 少年事件を担当する裁判所

イギリスの少年裁判手続は、青少年裁判所 (Youth Court) において審理が行われる¹⁶⁹。青少年裁判所が対象とする犯罪少年の対象年齢は、10歳 (責任能力を備える年齢) 以上18歳未満である。

青少年裁判所は、治安判事裁判所の特別部であり、通常は3人の治安判事 (男女各1名が含まれている必要がある。) 又は1人の地方判事から構成される。青少年裁判所で審理を担当する治安判事は、少年事件の取扱いについて特別の研修プログラムを受けるものとされ、訴訟運営や法律問題については、成人事件の場合と同様に法廷で治安判事補佐官らのアドバイスを受ける。

法廷は、裁判官、治安判事補佐官、少年、両親 (少年が16歳未満の場合は、原則として、両親又は後見人が全ての裁判手続に出席しなければならない。), ソーシャル・ワーカー又は保護観察官、検察官、弁護士及び廷吏が出席した上、非公開で行われるが、裁判官の許可があれば、被害者等による傍聴も認められる。手続は簡易手続で行われ、少年が有罪を認め、有罪と認定されれば、処遇選択手続に移る。

(2) 処遇

警察は、少年に対し、起訴する代わりに警告 (youth cautions)¹⁷⁰又は

¹⁶⁹ 以下の場合には、18歳未満の少年も、成人の治安判事裁判所において、略式に審理がなされる。①成人と共同被告人として審理がなされる場合。ただし、当該成人が有罪答弁をした場合、並びに、成人は正式起訴により訴追又は訴追が取り下げられたが少年がそうではない場合は、少年は青少年裁判所に送致される。②少年が正犯で、成人が従犯の場合。③少年が、成人と同時に個別に訴追され、当該訴追が同じか関係のある状況に起因している場合。④略式裁判の途中で、少年が18歳未満であるとの当初の考えに反していることが判明した場合。「The English Legal System 15th Edition, 2014-2015」Gary Slapper & David Kelly著p298

¹⁷⁰ 実務でcautionの手続が使われすぎているために、少年の再犯者は罰を受けないとの考えで行動しているとの懸念があったため、Crime and Disorder Act 1998の65条により、10歳から17

条件付き警告 (youth conditional cautions) ¹⁷¹を行うことができる。

青少年裁判所における処遇の類型 ¹⁷²としては、①不処分 (discharges) ¹⁷³、②青少年犯罪委員会 (youth offender panels) への委託命令 (referral orders) ¹⁷⁴、③罰金 (fines) ¹⁷⁵、④補償命令 (reparation orders) ¹⁷⁶、⑤青少年更生命令 (youth rehabilitation orders) ¹⁷⁷、⑥施設収容処分 (custodial sentences) があり、⑦保護者に対して少年の監督や教育プログラムの受講を命じることもできる (parenting orders) ¹⁷⁸。

(3) 刑事法院への送致

殺人 (Homicide)、一定の火器犯罪 ¹⁷⁹ 武器犯罪 ¹⁸⁰ 等により起訴された少年については、青少年裁判所で実質審理は執り行われず、刑事法院に送致される (Crime and Disorder Act 1998 第51A)。また、法定刑の長期が懲役14年以上の犯罪や強制わいせつ (Indecent assault) 等の一定の性犯罪 (PCC (S)A 2000 第91条) で起訴された少年について青少年裁判所の科刑権 (24か月) を超える施設収容処分が科される見込みがある場合にも、同様に刑事法院に送致される (同法第3B条)。

少年が刑事法院に送致された場合、その後の手続は成人の場合とほぼ

歳までの犯罪少年に対する警告 (Cautions) の制度を廃止し、代わりに、より重い warnings の制度が取り入れられた。しかし、その後、厳格に過ぎるとして、Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012第135条によりこれが廃止され、再びcautionsの制度が取り入れられた (Crime and Disorder Act 1998 第66ZA条)。「English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Elliott, Catherine; Quinn, Frances 著 p512

¹⁷¹ Crime and Disorder Act 1998 第66A条, Criminal Justice and Immigration Act 2008 Sch.9 罪を認め、この警告に同意をした者にのみ出し得る。この警告には罰金や出頭要請も含まれる。

¹⁷² 処分内容については、<http://www.moj.go.jp/content/000084710.pdf>が詳しい。

¹⁷³ 無条件不処分 (absolute discharges) と条件付不処分 (conditional discharges)。一定期間罪を犯さなければ不処罰とされる。期間内に罪を犯した場合には、裁判所は、新たに犯した罪とともに不処分となった罪についても考慮に入れることができる。)とがある (PCC(S)A 2000 第12条)。

¹⁷⁴ PCC(S)A 2000 第16条

¹⁷⁵ 14歳未満の少年に対する罰金の上限額は250ポンドであるが、14歳以上18歳未満の少年の場合には1,000ポンドが上限額となる (PCC(S)A 2000 第135条)。なお、少年が16歳以下の場合には、両親も罰金についての支払義務を負う (同法137条)。

¹⁷⁶ PCC(S)A 2000 第73条

¹⁷⁷ Criminal Justice and Immigration Act 2008 第1条。夜間外出の禁止や特定場所への接近禁止などを内容とする。

¹⁷⁸ Crime and Disorder Act 1998 第8条

¹⁷⁹ Firearms Act 1968 第51A条

¹⁸⁰ Violent Crime Reduction Act 2006 第29条

同様で、原則として公開の法廷で審理が行われ、施設収容処分の期間についても特段の制限はない。しかし、審理にあたっては、少年の年齢、成熟度、発達度合に配慮することとされ、少年被告人は、代理人の横（すなわち、裁判官と向かい合う。）に着席するのが一般である。

なお、青少年裁判所において、一定の暴力・性犯罪等で有罪となった少年について、社会防衛のための不定期収容処分（90条収容処分又は91条収容処分）ないし延長収容処分（Extended sentence）¹⁸¹を科す要件を満たしていると判断された場合には、量刑手続のために刑事法院に送致される（PCC(S)A 2000 第3C条）。

（4） 少年に対する施設収容処分（Custodial sentences）及びその施設

18歳未満の少年を刑務所に収容することはできない。少年用の拘禁施設としては、青少年犯罪者施設（Young offender institution）¹⁸²、保安訓練施設（secure training centre）¹⁸³、保安児童ホーム（secure children's home）¹⁸⁴の3つがある。

① 90条収容処分 ”Detention ‘during Her Majesty’s pleasure’”（PCC(S)A 2000, s. 90）

謀殺(murder)の場合にのみ言い渡される無期刑である。収容期間の短期のみが定められ¹⁸⁵、上記期間経過後は仮出所の申請ができるが、これが認められた場合でも終生保護観察に付される。

② 91条収容処分（PCC(S)A 2000, s.91）

10歳以上の少年が、刑事法院において、懲役刑の上限が14年以上の犯

¹⁸¹ CJA 2003 第226B条

¹⁸² 国の矯正局（HM Prison service）及び私企業の共同運営である。15歳から21歳までの青少年を対象とし、18歳未満の少年は18歳以上の青少年とは区別して収容される。施設の収容人数は60名から400名であり、30名から60名単位で各翼に分けられている。<https://www.gov.uk/young-people-in-custody/what-custody-is-like-for-young-people>（2014年12月時点の情報。2015年5月5日閲覧）

¹⁸³ 私企業により運営されている。17歳までの少年が収容される。施設の収容人数は50名から80名であり、5名から8名のユニットに分けられる。学校の時間割に従って、週30時間の教育と訓練が行われる。

¹⁸⁴ 地方自治体により運営されている。10歳から14歳までの少年が収容される。施設の収容人数は8名から40名。学校の時間割に従って、週30時間の教育と訓練が行われる。

¹⁸⁵ 短期の定め方については、the Criminal Justice Act 2003のSchedule 21に規定されている。<https://www.sentencingcouncil.org.uk/about-sentencing/young-people-and-sentencing/types-of-sentences-for-young-people/>

罪（謀殺以外の重大犯罪）につき有罪となった場合に、この上限を超えない範囲で言い渡される。すなわち、収容期間の上限は成人と同じで、終身刑もあり得る。

③ 収容及び更正処分 “Detention and Training Orders” (PCC(S)A 2000, s.100)¹⁸⁶

青少年裁判所が科すことのできる施設収容処分は、このDTOのみである（刑事法院においてもDTOを科すことは可能である。）。4か月以上2年以内の期間が定められ、その半分は施設内で、残りの半分は社会内で保護観察に付される。内相が適切な収容施設を選択する（青少年犯罪者施設や保安訓練施設のほか、少年治療センター（Youth Treatment Centre）や地方自治体の保安施設（local authority secure unit）等）。同処分は、当初12歳未満の少年には科すことができなかったが、10歳、11歳の少年に対しても拡張された。また、青少年犯罪者施設での施設収容処分は18歳から20歳の青少年に対しても可能である。

④ 延長収容処分 “Extended sentences”

粗暴犯や性犯罪の場合に言い渡され得る。8年を超えない範囲で収容期間の延長が可能であり、出所後も長期の保護観察が付される。

第6 裁判外紛争処理（ADR）¹⁸⁷

イギリスにおいては、前記第5の1アのとおり、一部の訴訟類型について訴訟前準則によりADRの利用が義務付けられているほか、CPRにおいて、裁判所に適切と考えられる場合に両当事者に対しADRの利用を促進する義務があること（CPR 第1条の4(2)(e)）、及び裁判所が当事者にADRを利用させるために訴訟手続を停止（stay）できること（CPR 第26条の4第2項）を定め、また、訴訟前準則(Pre-Action Protocols)においてADRによる解決を可能な限り増やすことを定めるなどして、ADRの積極的な活用が指向されている。

近年発刊され、各裁判所に配布されたADRに関する公認ハンドブック

¹⁸⁶ 「English Legal System 15th Edition, 2014-2015」 Elliott, Catherine; Quinn, Frances 著 518頁

¹⁸⁷ 参考文献

・ 「Updating Supplement」 Bradley and Ewing 著 Chapter 29

(The Jackson ADR Handbook¹⁸⁸)にはADRの手続指針が記されており、判例上、同手続指針が当事者及び裁判所の参照すべきADRにかかる一定の規範を定めたものと取り扱われていることから、同書は実務上重要であるといえる

¹⁸⁹。

1 調停 (Mediation)

調停は、中立的な第三者を介在させることで、当事者間の話し合いによる紛争解決を図る制度である。ただし、調停者 (mediator) は、解決案を提案することはしない。イギリスにおいては、民間の調停機関が複数存在し、専門的知見を要する事件においても調停が利用されている¹⁹⁰。

裁判所が運営する調停としては、少額訴訟トラック事件を対象とするThe HMCTS Small Claims Mediation Schemeがある。当事者が調停の実施に同意すると、裁判所に雇われた調停員 (裁判官ではない。) が無料で調停手続を主宰する。同調停手続は、電話又は裁判所において行われ、通常1時間程度で終了する。和解が成立しない場合は、ヒアリング期日が実施される¹⁹¹。また、控訴院に係属した事件については、民間ADR機関であるCEDR (Centre of Effective Dispute Resolution) に調停の実施を委託するThe Court of Appeal Mediation Schemeがある¹⁹²。

裁判官・審判官が調停を実施する制度としては、高等法院女王座部の建築・技術法廷 (the Technology and Construction Court) におけるもの、商事裁判所 (the Commercial Court) におけるもの、家事事件におけるもの、労働審判所におけるものがある¹⁹³。

¹⁸⁸ Susan Blake, Julie Browne, and Stuart Sime, *The Jackson ADR Handbook*, Oxford University Press, 2013

¹⁸⁹ *PGF II SA v OMFS Company I Limited* [2013] EWCA Civ 1288

¹⁹⁰ 「A Practical Approach to Civil Procedure 12th Edition, 2009」 Stuart Sime 著 p79-80

¹⁹¹ 「A Practical Approach to Alternative Dispute Resolution 2nd edition」 Susan Blake, Julie Browne, Stuart Sime 著 p285

¹⁹² 「A Practical Approach to Alternative Dispute Resolution 2nd edition」 Susan Blake, Julie Browne, Stuart Sime 著 p286

¹⁹³ 「A Practical Approach to Alternative Dispute Resolution 2nd edition」 Susan Blake, Julie Browne, Stuart Sime 著 p288

2 斡旋 (Conciliation)

斡旋は、仲裁と調停の中間的な制度であり、中立的な第三者が解決案（ただし、拘束力はない。）を提案することで紛争解決を図るものである。

3 仲裁 (Arbitration)

仲裁は、紛争当事者が中立的な第三者を仲裁者 (arbitrator) ¹⁹⁴として指定し、その裁定に服することで紛争解決を図る制度である。仲裁に付すには、契約当事者のその旨の合意に基づくことが必要であるが、1996年仲裁法 (Arbitration Act 1996) 第94条は、法律に基づく仲裁も許容する。仲裁者は、必要に応じて証人尋問等の証拠調べを行った上で裁定を行う。裁定の仲裁条項は、一種の契約であると考えられており¹⁹⁵、法的拘束力及び執行力を有する。当事者は、裁定に対し、管轄権の不存在（同法第67条）、仲裁者の深刻な不正義（同法第68条）又は判断の法令違反 (point of law。同法第69条1項) を主張し、高等法院に控訴できるが、判断の法令違反を控訴理由とする場合は、当事者の合意又は同裁判所の許可が必要である（同条2項）。

仲裁には、手続の柔軟性・非公開性、訴訟と比較して時間的経済的負担が少ないこと、専門家の知識を利用できること、及び1958年ニューヨーク条約¹⁹⁶に基づく外国での執行が可能であることなどの利点があるため、海運業、建築、工学、労働関係等の専門的知見を要する紛争を中心に広く利用されている。例えば、労働関係紛争に関する雇用審判手続の前段階として利用される斡旋・仲裁組織では、Advisory, Conciliation and Arbitration Service (ACAS) が有名である。

¹⁹⁴ 法律家である必要はないが、仲裁廷の長は法律家の資格を有する者が選任されることが一般的である。

¹⁹⁵ *Colman J in West Tankers case* [2005] EWHC 454, *CMA CGM SA v. Hyundai Mipo Dockyard Co Ltd* [2008] EWHC 2791

¹⁹⁶ Convention on the recognition and enforcement of foreign arbitral awards, Article V

4 審判所 (Tribunal) (純粋なADRではないが、便宜上、ここで取り扱う。)

イギリスには、多数の審判所が設けられ、膨大な紛争が処理されている。2011～2012年度においては全審判所を通じて698,949件が受理されており¹⁹⁷、審判所は裁判所外の紛争解決手段として無視できないものとなっている。

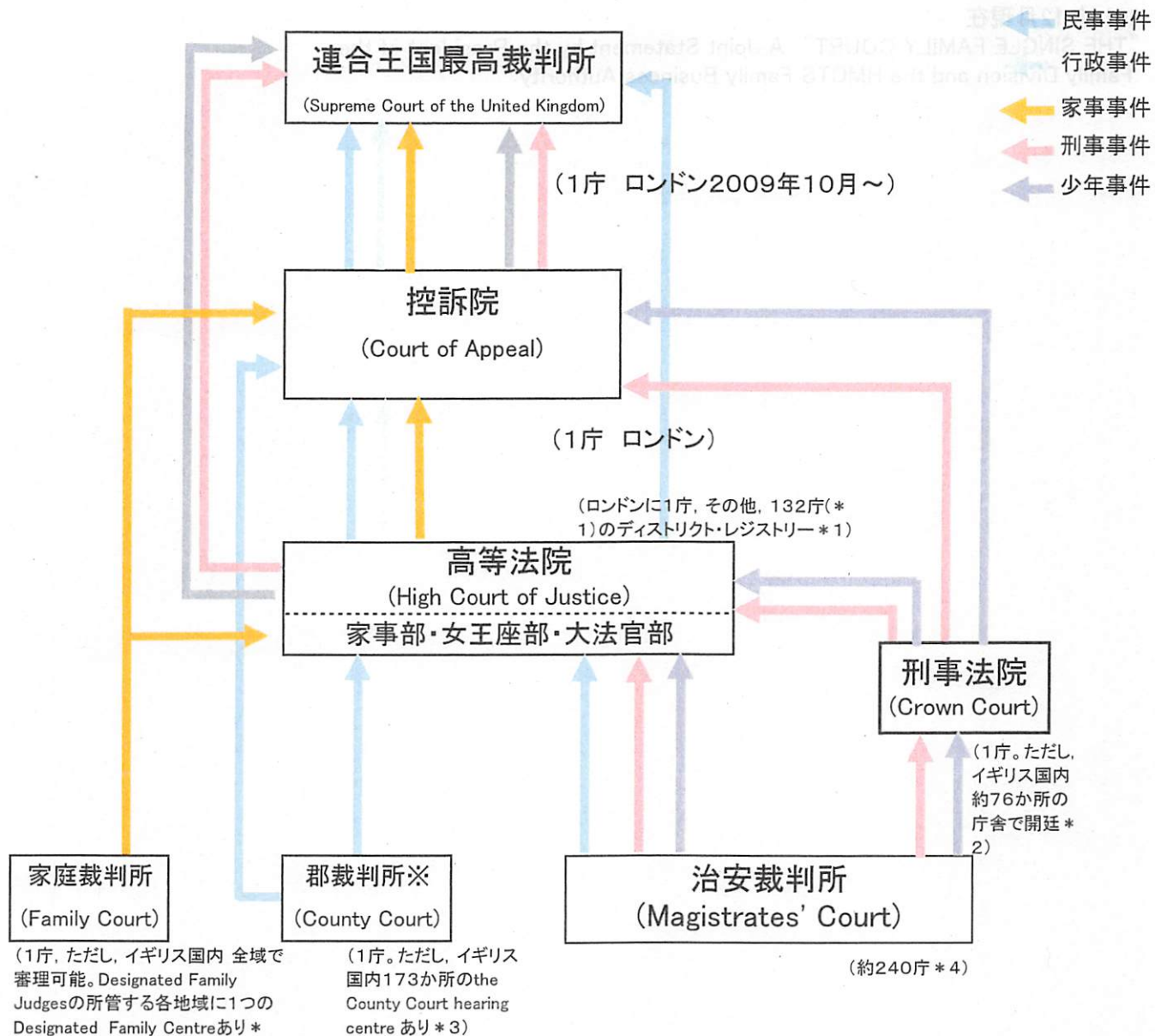
従前、各審判所は、個別法により設置され、組織、審理手続、上訴手続等が異なっていたが、2007年審判所、裁判所及び執行法により統一された。ただし、雇用審判所 (Employment Tribunal) 及び雇用上訴審判所 (Employment Appeal Tribunal) は、同法ではなく、1996年雇用審判所法 (Employment Tribunal Act 1996) により規律されている。

審判所は、一審審判所 (First-tier tribunal) 及び上訴審判所 (Upper tribunal) の二層構造となっており、一審審判所においては、審判官 (Tribunal Judge) が一人で事件を取り扱うが、事件の種類 (たとえば、不動産関係、労働関係等) によっては、二人の素人審判員 (Lay member) が参与することもある。一審審判所の審判に対しては、上訴審判所に控訴することができ、上訴審判所の審判に対しては、控訴院に上告することができる¹⁹⁸。ただし、上訴には、原審判所又は上訴審判所・裁判所の許可が必要である (2007年審判所、裁判所及び執行法第11条及び第13条)。

¹⁹⁷ Tribunal Statistics quarterly April to June, 2014 – Apr-June 2014 statistics tables (table S.1参照) (<https://www.gov.uk/government/statistics/tribunal-statistics-quarterly-april-to-june-2014>)

¹⁹⁸ 「The English Legal System 6th Edition, 2010」 Jacqueline Martin著 p129

◎イギリス連合王国(イングランド及びウェールズ)の裁判所審級図



※ 郡裁判所 (County Court) を県裁判所または州裁判所と訳す場合もある。

(脚注)

*1 The RT Hon Lord Justice Maurice Kay, Blackstone's Civil Practice 2011, p.57
2011年2月現在

*2 Ministry of Justice, "Criminal Court Statistics Quarterly, England and Wales – October to December 2014" の5頁参照。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/417233/criminal-court-statistics-bulletin-october-to-december-2014.pdf

2014年12月現在

*3 the Crime and Courts Act 2013 (section 17 and schedule 9); the Civil Procedure (Amendment) Rules 2014 (SI 2014 / 407)

2014年4月22日に上記修正法により, Single county court及び各地の審問センターに組織改編された, 2014年現在

*4 Ministry of Justice, "Criminal Court Statistics Quarterly, England and Wales – October to December 2014" の5頁参照。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/417233/criminal-court-statistics-bulletin-october-to-december-2014.pdf

2014年12月現在

*5 "THE SINGLE FAMILY COURT" A Joint Statement by the President of the Family Division and the HMCTS Family Business Authority